

整備管理者選任前研修 資料



近畿運輸局

目 次

I. 整備管理者の役割

1. 整備管理者制度の趣旨及び目的	1
2. 整備管理者の選任を必要とする使用者	1
3. 整備管理者になるために必要な資格要件	1
4. 整備管理者の法定業務	2
5. 整備管理者の研修	3
6. 整備管理者の選任等の届出	4
7. 整備管理者の補助者	8
8. 整備管理者関係URL	9

II. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検等)の内容

1. 点検・整備の義務、目的及び体系等	12
2. 点検・整備の内容及び項目	13
3. 日常点検の方法	13
4. 日常点検の実務	14
5. 定期点検の方法	17
6. 定期点検の実務	18
7. 大型車の車輪脱落事故防止措置	19

III. 自動車の事故報告

1. 事故報告と速報	22
------------	----

IV. 車両管理上必要な関係法令

1. 道路運送車両法の目的・体系	31
2. 車両管理上必要な法、施行令、施行規則及び基準等	31

V. 車両管理の内容

1. 車両管理の義務及び目的	35
2. 車両管理の内容及実務	35
3. 使用管理	37
4. 車庫管理	45

VI. 運転者等に対する指導教育

1. 安全運転の基本	46
2. 自動車の構造装置	48
3. 日常点検等点検整備の方法	51
4. 事故車両や事故時の処置方法	52

I. 整備管理者の役割

1. 整備管理者制度の趣旨及び目的

整備管理者制度は、本来、使用者が道路運送車両法第47条の規定等に基づき、その使用する自動車の点検及び整備並びに車庫の管理について自主的に安全確保及び環境保全を図るための注意を払うべきであるものの、使用する自動車の台数が多い場合には使用者自らが点検・整備について管理することが困難となり、管理・責任体制が曖昧になるおそれがあること、また大型バスのような車両構造が特殊なものや、大型車タイヤの脱落等、事故の際の被害が甚大となる自動車を用いる場合には、専門的知識を持って車両管理を行う必要があること等から、整備管理者を選任し、使用者に代わって整備の管理を行うことにより、点検・整備に関する管理・責任体制を確立し、自動車の安全確保、環境保全を図るために設けられています。

2. 整備管理者の選任を必要とする使用者

(道路運送車両法施行規則第31条の3)

○自家用自動車の場合

自動車の種類	整備管理者の選任を要する場所
乗車定員30人以上のバス	1台以上の使用の本拠ごと
乗車定員11人以上のレンタカー	1台以上の使用の本拠ごと
乗車定員11人以上29人以下のマイクロバス(レンタカーを除く)	2台以上の使用の本拠ごと
車両総重量8トン以上のトラック等	5台以上の使用の本拠ごと
乗車定員10人以下のレンタカー	10台以上の使用の本拠ごと

○事業用自動車の場合

自動車の種類	整備管理者の選任を要する場所
乗車定員11人以上の自動車	1台以上の使用の本拠ごと
乗車定員10人以下の自動車	5台以上の使用の本拠ごと
貨物軽自動車運送事業用自動車	10台以上の使用の本拠ごと

3. 整備管理者になるために必要な資格要件

(道路運送車両法施行規則第31条の4)

- ①整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上の実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修（整備管理者選任前研修）を修了した者
- ②自動車整備士技能検定に合格した者（1級、2級又は3級）
- ③上記の技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有する者（現時点において、自動車整備士技能検定と同等の技能を有するとされているものは有りませんが、今後必要に応じて技能の基準が定められた場合には、要件の一つとされます。）

上記①～③のいずれかに該当し、かつ、整備管理者の解任命令を受けたことがある場合、解任の日から2年（道路運送車両法施行規則第31条の3第1号（乗車定

員 11 人以上の自動車（次号に掲げる自動車を除く。)) 又は第 2 号（乗車定員 11 人以上 29 人以下の自家用自動車（道路運送法第 80 条第 1 項（有償貸渡し）の許可に係るものを除く。)) の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、5 年）を経過していること。

＜資格要件の解釈について＞

「点検又は整備に関する実務経験」とは、以下のものをいいます。

- ・整備工場、特定給油所等における整備要員として点検・整備業務を行った経験（工員として実際に手を下して作業を行った経験の他に技術上の指導監督的な業務の経験を含む。）
- ・自動車運送事業者の整備実施担当者として点検・整備業務を行った経験
- ・整備管理者の経験
- ・整備管理者の補助者（代務者）として車両管理業務を行った経験
- ・整備責任者として車両管理業務を行った経験

「整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車」とは、以下の 2 種類になります。

- ・二輪自動車以外の自動車
- ・二輪自動車

「整備管理者選任前研修」について

全国どこの運輸局の整備管理者選任前研修であっても、修了していればよいことになっています。なお、当該研修については、いつ修了した研修であっても、資格要件として認められています。

「自動車整備士」について

自動車整備士技能検定規則の規定による 1 級、2 級又は 3 級の自動車整備士技能検定に合格した者で、従前の取扱のとおりです。また、自動車（車体・電気装置・タイヤ）整備士及び、旧検定規則に定める電装、ジーゼル機器及び機工の整備士 3 級は含まれません。

4. 整備管理者の法定業務

（道路運送車両法施行規則第 32 条）

- ① 日常点検整備（道路運送車両法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項）に規定する日常点検の実施方法を定めること
- ② 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること
- ③ 定期点検整備（道路運送車両法第 48 条第 1 項）に規定する定期点検を実施すること
- ④ 日常点検・定期点検のほか、随時必要な点検を実施すること
- ⑤ 日常点検・定期点検・随時必要な点検の結果、必要な整備を実施すること
- ⑥ 定期点検及び⑤の整備の実施計画を定めること
- ⑦ 点検整備記録簿（道路運送車両法第 49 条第 1 項）その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること
- ⑧ 自動車車庫を管理すること
- ⑨ 上記に掲げる事項（①～⑧）を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること

その他、整備管理者は、以下の例に示すような能力が要求されます。

法令の理解能力	ア. 道路運送車両法、同法施行規則、道路運送車両の保安基準、道路運送法、貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業輸送安全規則、旅客自動車運送事業運輸規則、自動車事故報告規則 等 イ. 諸通達
管理能力	ア. 日常点検の実施 イ. 定期点検の計画と実績の検討 ウ. 使用車両の把握と定期点検のほか点検整備の計画と実績の検討 エ. 継続検査日時の計画と実績の検討 オ. 車庫の管理 カ. 作業の安全管理
事務能力	ア. 臨時整備、路上故障の検討 イ. 点検整備記録簿等の処理 ウ. 使用車両の経済性の検討
指導能力	ア. 運転者の指導 イ. 整備員の指導

5. 整備管理者の研修

<整備管理者選任前研修>

①選任前研修の趣旨について

平成15年4月1日の改正により、使用者の負担軽減を図るとともに、整備管理者に求められる能力に応じた者を選任させるため、資格要件について見直され、点検若しくは整備又は整備の管理に関する実務経験を有する者に対して、選任前研修の修了を要件として追加されました。

これは、近年、整備管理者に管理能力が求められているとともに、整備管理者になろうとする者は道路運送車両法等の法令の基礎的な知識を有していることが必要であることから、これらの知識・能力を備えさせることを目的とし要件に追加されました。

ただし、自動車整備士技能検定の合格者については、整備管理者としての能力を有していると解されることから、選任前研修を受講する必要はありません。

②選任前研修修了証明書について

選任前研修を受講した者に対しては、当該研修を修了したことを証明する書面が交付されます。

選任前研修修了証明書は、選任届時に整備管理の実務証明と併せて提出することにより、整備管理者の資格を満たす旨の証明となります。

また、選任前研修は一度修了していればよく、証明書は生涯有効となりますので大切に保管して下さい。

<整備管理者選任後研修>

①選任後研修の役割・必要性について

選任後研修は、運送事業者が選任している整備管理者に対し、選任後、自動車技術の進歩及び保安基準や法定点検項目の改正等の法令改正、その他の自動車を取り巻く環境の変化を周知することにより、整備管理者の知識・能力を維持・向上させるために行われます。

仮に、整備管理者が選任後研修を受講しないまま車両管理業務を行った場合には、整備管理者が法令改正に伴う点検項目の改正を知らずに車両管理を行い、必要な点検・整備を行わないまま自動車を運行させたり、新しい自動車技術に十分対応できない等、適切な点検・整備を行わずに自動車を運行させ、自動車の安全確保、環境保全が図られなくなるおそれがあります。

また、近年の自動車技術の進歩や自動車を取り巻く環境の変化は、過去に例がないほど急速なものになっていること等から、それらに応じた車両管理を行うために、研修は大変重要で必要なものです。

②選任後研修の受講について

選任後研修については、運送事業者が法第50条に基づき選任した整備管理者であって「整備管理者として新たに選任した者」又は「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者」に当該研修を受けさせることとされています。

③選任後研修を受講しない者への対処

選任後研修を受講させることは事業者の義務であることから、研修を受講させない事業者に対しては、別途定める処分基準（「運送事業者に対する行政処分等の基準について」）に基づき、厳正に処分されることとなります。

④自家用自動車の整備管理者の能力・維持について

自家用自動車の整備管理者については、法令上、選任後研修の受講が義務付けられていませんが、自動車技術の進歩や法令改正等の自動車を取り巻く環境の変化に対応した車両管理の方法やそのための知識・能力を向上させ、業務を適確に遂行するための情報収集などを、使用者の自主的な取り組みにより行って下さい。

6. 整備管理者の選任等の届出

整備管理者を選任したとき、また届出事項に変更があった場合は、その日から15日以内に自動車の使用の本拠を管轄する地方運輸局長（運輸支局・神戸運輸監理部を經由）に整備管理者選任（変更）の届出をしなければなりません。

選任（変更）届出書は、営業所（自動車の使用の本拠）単位で2部作成し、運輸支局・神戸運輸監理部へ提出します。提出時に1部は受付印を押印したうえで届出者に返付されます。返付された届出書は、届出の控えとして保管しておきます。

届出の期限及び内容の真偽のいかんによっては車両法第52条の規定に基づく届出もしくは報告をせず、また虚偽の届出もしくは報告をした者としての罰則（車両法第110条第1項第3号）が適用されますが、その処罰の対象となるものは届出をした使用者であって整備管理者ではありません。

届出の責任者はあくまでも使用者であります。使用者の経営組織の規模が大きく、使用者自身が選任等の届出をすることが不都合な場合は、整備管理者を選任する権限を有する使用者から委任された者が選任（変更）届出書を提出することができます。

また、選任等の届出をする前に整備管理者自身の同意を求めておかなければなりません。

せん。

なお、整備管理者の選任の届出をした者が、車両法第50条の規定に基づく整備管理者の選任等を必要としなくなったときは、その日から30日以内に自動車の使用の本拠を管轄する地方運輸局長（運輸支局・神戸運輸監理部を経由）に解職の届出をしなければなりません。

①整備管理者の届出事項

- ・届出者の氏名又は名称及び住所
- ・届出者が自動車運送事業者であるか、どうかの別
- ・整備管理者の選任に係る自動車の使用の本拠の名称及び位置
- ・前項の使用の本拠に属する自動車の総数並びにこれのうち乗車定員11人以上のもの及び乗車定員10人以下で車両総重量8トン以上の自家用自動車の数
- ・整備管理者の氏名及び生年月日
- ・整備管理者の資格要件のうち該当するもの
- ・整備管理者の兼職の有無（兼職がある場合は、その職名及び職務内容）
- ・整備管理者の資格要件の該当者であり、かつ、運輸局長から解任命令を受けたことがないこと、または解任されてから2年（規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては5年）を経過していることを信じさせるに足る書面の添付が必要である

②整備管理者の選任等の届出に関する事務手続の要領

- ・整備管理者の選任等の届出を必要とする主な場合

届出の事由	届出の別
・整備管理者を新しく選任したとき ・営業所（使用の本拠）を新設し整備管理者を選任したとき	選任届
・届出者の氏名又は名称もしくは住所が変わったとき ・営業所（使用の本拠）の名称又は使用者の本拠の位置が変わったとき ・事業の種類が変わったとき ・人事異動等で整備管理者が変わったとき ・整備管理者を増員もしくは減員したとき ・整備管理者の氏名が変わったとき（婚姻、養子縁組） ・整備管理者の兼職の有無に変更があったとき（兼職がある場合は、その職名及び職務内容）	変更届
・事業を廃止したとき、又は譲渡したとき ・営業所（使用の本拠）を廃止したとき、又は選任を必要としなくなったとき	廃止届

※1. 町名、住居表示等の変更では、上記理由で手続きの要る場合に併せて行うことが認められております。

※2. 保有車両数が増えたり減ったりした場合には届出の必要性はありませんが、整備管理者選任基準数を下回った場合には、廃止届出が必要になります。

③選任届の添付書類

施行規則第33条第2項に規定する選任届に添付すべき書面のうち、「信じさせるに足る書面」とは、地方運輸局長が信ずるに足る学校や協会等の証明書といった

届出書に利害関係のない第三者が証明する書面であるべきですが、このような書面が得られがたい場合には、本人の履歴の誓約書又は使用者の使用証明書（労働基準法第22条参照）を提出させることとなります。

選任届の届出に際しては、整備管理者の責務を被選任者に自覚させるため、当該整備管理者となる者が同意している旨を確認できる書面を提出します。

さらに、一定の条件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2に定める子会社等及び親会社等の関係にある企業及び同一の親会社等を持つ子会社等をいう。以下同じ。）内において整備管理者を外部委託（他の企業に所属する職員から整備管理者を選任することをいう。道路運送法（昭和26年法律第183号）第35条に基づく事業の管理の受委託により、運行管理業務と一体的に委託している場合を除く。）している場合又は自家用自動車について外部委託している場合には、下表に示す必要書面を併せて提出しなければなりません。

ただし、同意している旨については、選任届に記入させることに代えても差し支えありません。

上記の必要書面を含め、選任届の際に必要な書面は下表のとおりです。

提出が必要な 届出者	必 要 書 面
(1) 外部委託 をしない場合	○整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面 ＜第1号(実務経験)の場合＞ ・「点検又は整備」、「整備管理者」、「補助者又は整備責任者」の業務を行っていた経歴が記載された書面 ・上記が提出できない場合には、2年の実務経験を有することがわかる選任後研修の修了を証明する書面等の写し ・選任前研修修了証明書の写し ＜第2号(整備士)の場合＞ ・合格証明書の写し ○整備管理規程 ＜補助者を選任する場合＞ ・補助者を選任する場合の条件を満足していることが必要 ○被選任者が、過去2年間(規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年間)のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面(被選任者が証明するもの) ○被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面

提出が必要な 届出者	必 要 書 面
(2)グループ企業内(委託先と委託元が同一のグループに属する場合)において、整備管理者を外部委託する場合	○整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面(必要事項は(1)に同じ) ○外部委託先がグループ企業内であることを証する書面(登記簿、営業報告書等及び組織図等) ○整備管理規程、安全管理規程その他の規程類 ・グループ企業内における外部委託の条件を満足していることを確認 ＜補助者を選任する場合＞ ・補助者を選任する場合の条件を満足していることが必要 ○委託先の事業主の同意書 ○被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面 ○適切な車両管理が出来ることを証明する書面(以下のうちから必要に応じて) ・委託に係る契約書の写し ・兼職の内容及び業務の割合が確認できる書類 ・兼職に係る事業所間の距離が確認できる書類 ○当該事業者が、過去2年間のうちに、グループ企業内における外部委託に関する条件に違反したとして、整備管理者の選任義務違反とされた者でないことが記載された書面(当該事業者が証明するもの) ○被選任者が、過去2年間(規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、5年間)のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面(被選任者が証明するもの)
(3)自家用において、整備管理者を外部委託する場合	○整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面(必要事項は(1)に同じ) ○整備管理規程 ＜補助者を選任する場合＞ ・補助者を選任する場合の条件を満足していることが必要 ○委託先の事業主の同意書 ○被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面(被選任者が証明するもの) ○適切な車両管理が出来ることを証明する書面(以下の全て) ・委託に係る契約書の写し ・整備責任者の氏名 ○被選任者が、過去2年間(規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、5年間)のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面(被選任者が証明するもの)

7. 整備管理者の補助者

整備管理者は、道路運送車両法第50条に基づき、同法施行規則第32条第1項各号に掲げる業務を原則として自ら執行します。ただし、整備管理者が自ら業務を行うことができない場合は、運行可否の決定及び日常点検の実施の指導等、日常点検に係る業務に限って、規則第32条第2項に基づき、業務の執行にかかる基準を定め、これに基づき、予め選任された補助者を通じて業務を執行することができます。

この業務の執行に係る基準は、次の条件を満足するものであり、かつ、条件を満足していることが整備管理規程により担保されていることが必要となります。

- ①補助者は、整備管理者の資格要件を満足する者又は整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者から選任すること。
- ②補助者の氏名等及び補助する業務の範囲が明確であること。
- ③整備管理者が、補助者に対して下表に基づいて研修等の教育を行うこと。

教育を必要とするとき	教育の内容
(1) 補助者を選任するとき	・整備管理規程の内容 ・整備管理者選任前研修の内容(整備管理者の資格要件を満足する者に対しては実施しなくてもよい)
(2) 整備管理者選任後研修を受講したとき	・整備管理者選任後研修の内容(他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてもよい)
(3) 整備管理規程を改正したとき	・改正後の整備管理規程の内容
(4) 行政から情報提供を受けたとき、その他必要なとき	・行政から提供された情報等必要な内容

- ④整備管理者が、業務の執行に必要な情報を、補助者に予め伝達しておくこと。
- ⑤整備管理者が、業務の執行結果について、補助者から報告を受け、また必要に応じて結果を記録・保存すること。

8. 整備管理者関係URL(令和7年4月現在)

整備管理者（選任・変更・廃止）届出様式と記載例

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/content/000227938.xlsx>（届出様式）



<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/content/000229415.pdf>（記載例）



整備管理者制度について(点検整備の概要・整備管理規程の例 など)

※整備管理規程の例にタイヤ交換作業管理表等の例含む

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/inspection.html#seibikanri>



自動車事故報告制度について

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/report.html>



自動車事故報告書

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/content/000341303.xls>（報告様式）



<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/content/000347628.pdf>（記載例）



整理 番号	
----------	--

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

近畿運輸局長 殿

☆届出者の氏名又は名称
ふりがな

年 月 日

☆届出者の住所及び
電話番号

Tel ()

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

選任年月日	年 月 日	業態	車種	台数	整備管理者の 資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他()
☆整備管理者氏名	(ふりがな)	事業用	バス		点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験	年月から 年月まで 事業場名 位 置 業務の概要
	ハイ・タク					
	トラック		8トン以上 8トン未満			
使用の本拠の位置	☆名称		貨物軽		事業主の 確認書	
	☆住所		事業用計			
			レンタカー	11人以上 11人未満		
☆事業の種類	1. バス	自家用	バス (レンタカー 以外)	30人以上 30人未満	上記 上記の業務を行っていたことを証明します。 が確かに上記事業場において	
	3. トラック(4.以外)					
	5. レンタカー		その他			
整備責任者	職名	合計	事業者住所 氏名(名称、代表者名)			
				種 類 級		
委託 所属事業主 同意書	事業場の上記 整備管理者になることに同意します。 なお、当事業場との距離は、約 _____ m です。	車両法第53条 の規定による 解任の有無	有 (年 月 日)	合格年月日	年 月 日	第 号
		無	無	合格証書番号		
☆兼職の 有・無	職名	職務 内容	被選任者の 同意書			
			私は、本届出書に記載している経験又は資格を有して いるとともに、解任命令に基づき解任の日から2年(道路運送車両法施行規則第31 条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあって は、5年)を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂 行する。 上記に同意する場合は右にチェックを入れてください。□			
既に整備管理者 に選任されてい る本拠	名称	※備考 整備管理者選任前研修				
	位置	第 号 年 月 日				

- 注 意 事 項
- この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。
 - 整備管理者1名ごとに提出すること。
 - 整備士試験に多項目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。
 - 変更届出の場合は変更事項を朱色で囲むこと。
 - ☆印の届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること

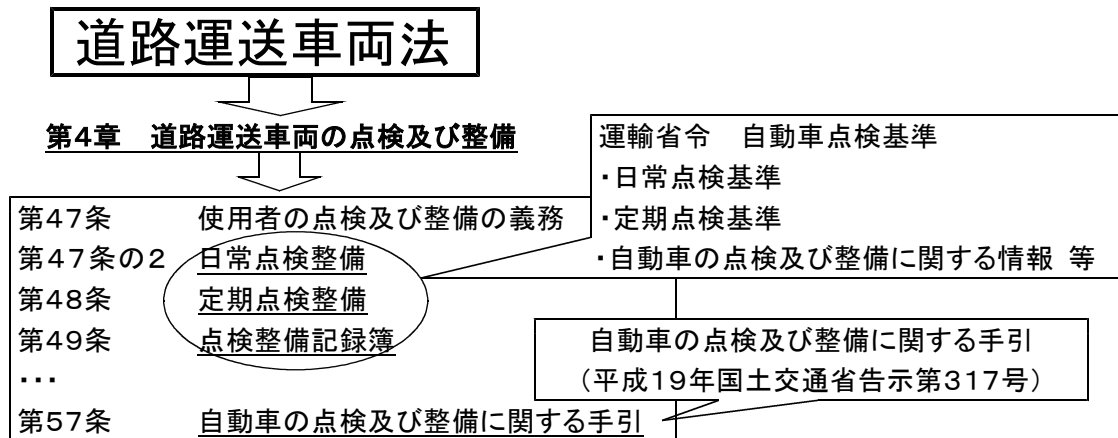
6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。)

Ⅱ．自動車の点検整備（日常点検・定期点検等）の内容

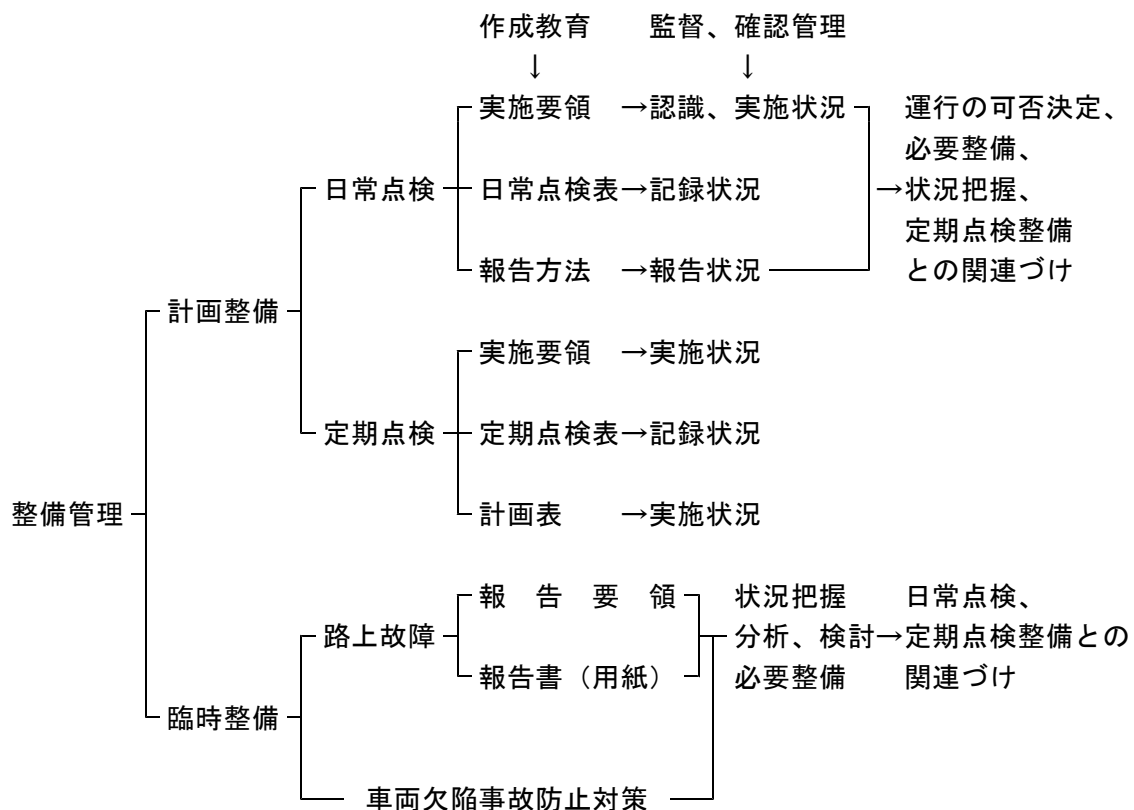
1. 点検・整備の義務、目的及び体系等

自動車の使用者は、道路運送車両法第47条の2の日常点検整備、及び第48条の定期点検整備とあわせ、自動車製作者等の提供する点検及び整備に関する情報等も参考として、自動車の使用状況に応じた点検整備を行うことにより、自動車を保安基準に適合するように維持する義務があります。

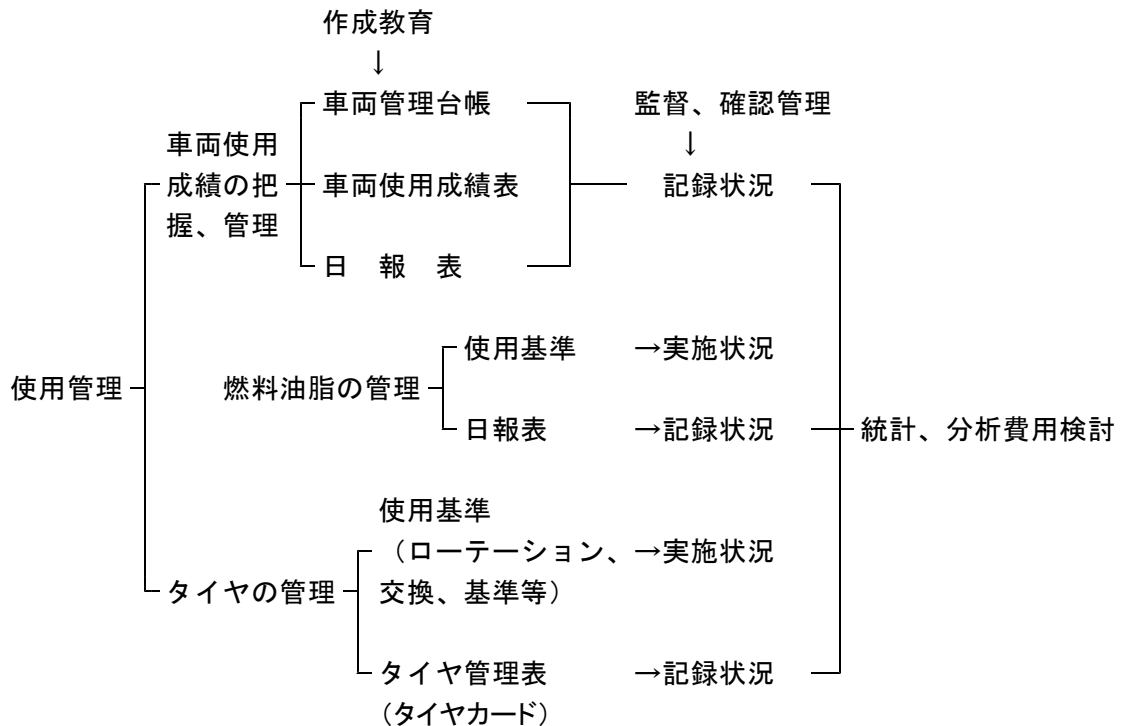
①点検・整備の体系



②整備管理の体系



③使用管理の体系



2. 点検・整備の内容及び項目

日常点検整備及び定期点検整備の内容及び項目は自動車点検基準で定められています。

①日常点検整備

事業用自動車、自家用貨物自動車等・・・自動車点検基準（P 1 3 参照）
 自家用乗用自動車等・・・・・・・・・・・・・・・・・〃（P 1 6 参照）

②定期点検整備

事業用自動車等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・自動車点検基準
 事業用自動車等（被けん引車）・・・・・・・・・〃
 自家用貨物自動車等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〃
 自家用乗用自動車等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〃
 二輪自動車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〃

3. 日常点検の方法

日常点検の内容及び項目は自動車点検基準で定められています。実施方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）等を参照して下さい。また、その他に

- ・MY CAR HANDBOOK（社）日本自動車整備振興会連合会
- ・事業用トラックの点検整備ハンドブック（社）全日本トラック協会

等、各業界団体から日常点検の方法・要領が記載されたハンドブック類が配布または販売されています。

4. 日常点検の実務

○事業用自動車、自家用貨物自動車等

1日1回、その運行の前に実施すること。

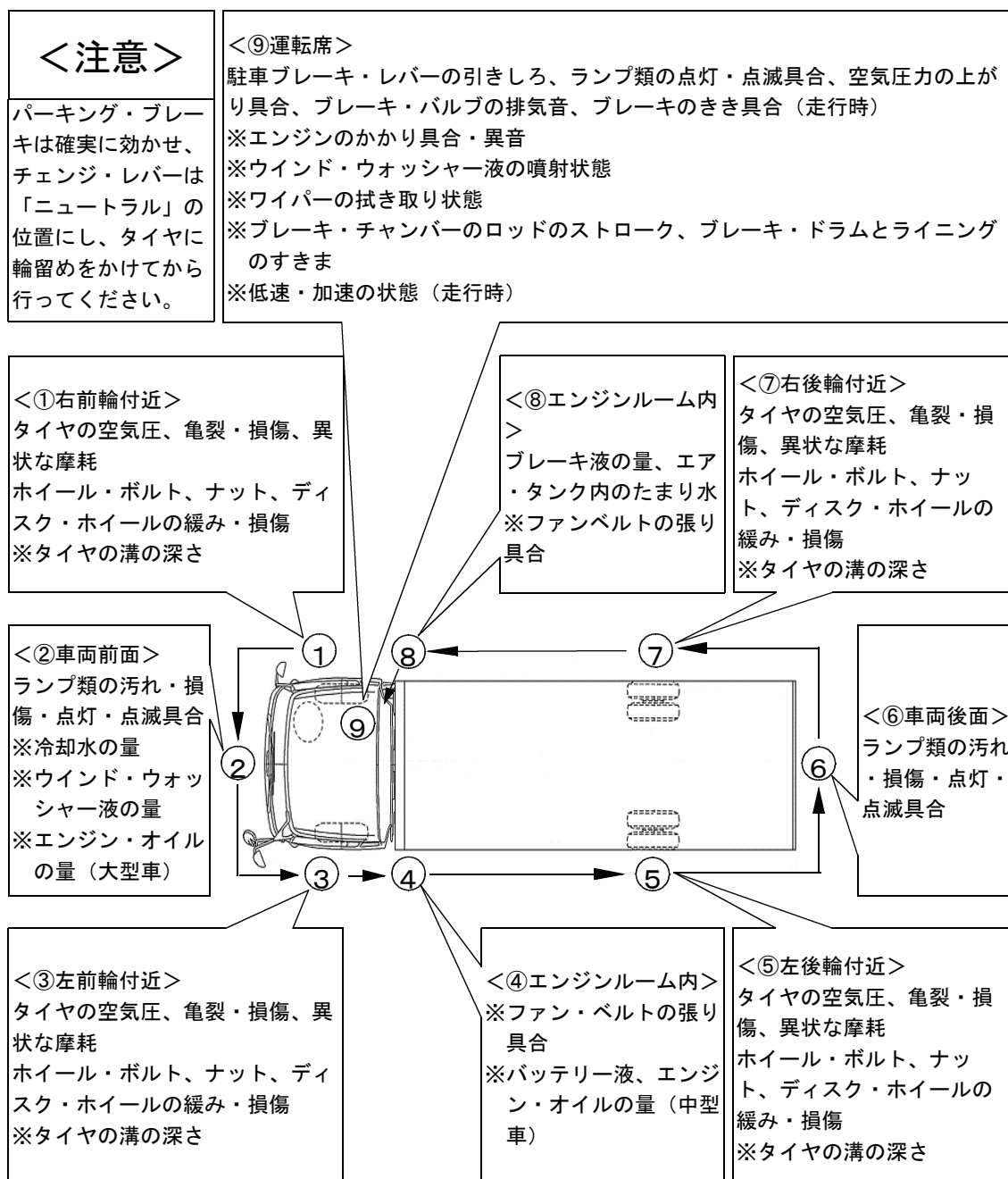
（自動車点検基準 別表第1）

点検箇所	点 検 内 容
1. ブレーキ	1. ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2. ブレーキの液量が適量であること。 3. 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4. ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5. 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2. タイヤ	1. タイヤの空気圧が適当であること。 2. 亀裂及び損傷がないこと。 3. 異状な摩耗がないこと。 ※4. 溝の深さが十分であること。 * 5. ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
3. バッテリー	※液量が適当であること。
4. 原動機	※1. 冷却水の量が適当であること。 ※2. ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 ※3. エンジン・オイルの量が適当であること。 ※4. 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 ※5. 低速及び加速の状態が適当であること。
5. 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6. ウインド・ウォッシャ及びワイパー	※1. ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 ※2. ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7. エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8. 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

注：※印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

*印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

日常点検手順(例)



注：（１）上記の各項目のほか、前日または前回の運行時に異状が認められた箇所は、修理または走行に支障がないことを確認する必要があります。

（２）※印は走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行う点検です。

日 常 点 検 票（例）

点検日 年 月 日 登録番号

実施者 印

運行管理者 印 整備管理者 印

点検箇所	点 検 内 容	点検 結果	備考
ブレーキ	ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。		
	※◎（ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が適当であること。）		
	※◎（ブレーキ・チャンバのロッドのストロークが適当であること。）		
	ブレーキの液量が適量であること。		
	◎空気圧力の上がり具合が不良でないこと。		
	◎ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。		
	駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。		
タイヤ	タイヤの空気圧が適当であること。		
	亀裂及び損傷がないこと。		
	異状な摩耗がないこと。		
	※ 溝の深さが十分であること。		
	☆ ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。		
バッテリー	※ 液量が適当であること。		
原動機	※ 冷却水の量が適当であること。		
	※ ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。		
	※ エンジン・オイルの量が適当であること。		
	※ 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。		
	※ 低速及び加速の状態が適当であること。		
灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。		
ウインド・ウォッシャー及びワイパー	※ ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。		
	※ ワイパーの払拭状態が不良でないこと。		
エア・タンク	◎エア・タンクに凝水がないこと。		
運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。		

※印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行ってください。

☆印の点検は、車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車に行ってください。

◎印の点検は、エア・オイル複合式ブレーキ装着車並びに空気倍力式ブレーキ装着車の場合に点検して下さい。

★点検結果欄は、良好の時○、異常があるとき×、整備したとき△及び備考にその内容を記載する。

★始業点呼時に本票の確認を受けること。

○自家用乗用自動車等

走行距離や運行時の状態から判断した適切な時期に実施すること。

（自動車点検基準 別表第2）

点検箇所	点 検 内 容
1. ブレーキ	1. ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2. ブレーキの液量が適量であること。 3. 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2. タイヤ	1. タイヤの空気圧が適当であること。 2. 亀裂及び損傷がないこと。 3. 異状な摩耗がないこと。 4. 溝の深さが十分であること。
3. バッテリ	液量が適当であること。
4. 原動機	1. 冷却水の量が適当であること。 2. エンジン・オイルの量が適当であること。 3. 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 4. 低速及び加速の状態が適当であること。
5. 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6. ウインド・ウォッシャ及びワイパー	1. ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 2. ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7. 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

5. 定期点検の方法

定期点検整備計画（実施）表等を作成し、計画的に定期点検を実施すること。

実施した時には、その旨及び実施者等を記入し、実施状況を把握する。（電子的に管理する方法でも構わない。）

事業用自動車の定期点検整備計画(実施)表 （例）

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	備 考
大阪〇〇あ1234	予定			○8			◎7			○6			○8	
	実績			8日印			7日印							
大阪〇〇い5678	予定		○9			◎8			○1			○3		
	実績		6日印			7日印								
	予定													
	実績													

記入要領：3月ごとの定期点検「○」、12月ごとの定期点検「◎」

印：実施者の印（又はサイン等）

6. 定期点検の実務

自動車の区分によって定期点検の実施時期や検査証の有効期間が異なるので、個々の自動車毎に把握しておくこと。

定期点検整備の実施に伴い、

- ・タイヤのローテーション
- ・冷却水の交換
- ・ブレーキ・オイルの交換
- ・エンジン・オイル及びオイル・フィルタの交換
- ・エア・クリーナ・エレメントの清掃あるいは交換
- ・その他必要な箇所の点検整備 等

についても計画的に実施することが望ましい。

参考: 主な車種ごとの点検期間

日常点検整備 一日一回運行の開始前に点検 (いわゆる「運行前点検」) 走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に点検		
定期点検整備		
3か月点検整備	6か月点検整備	12か月点検整備
●自動車運送事業用自動車（貨物軽自動車運送事業を除く） ●車両総重量が8トン以上の自家用貨物自動車（いわゆる大型トラック）及び特種用途車 ●乗車定員11人以上の自家用自動車（いわゆるバス） ●レンタカーの貨物自動車（軽自動車を除く）	●レンタカーの乗用自動車及び軽自動車 ●車両総重量が8トン未満の自家用貨物自動車及び特種用途車（軽自動車を除く）	●自家用乗用自動車（荷台や特種な設備を持たないセダン型、ワンボックス型等のいわゆるマイカー） ●軽貨物自動車 ●軽特種自動車 ●二輪車（総排気量125cc超）

7. 大型車の車輪脱落事故防止措置

（※車両総重量 8 トン以上、乗車定員 30 人以上に該当する自動車を使用する場合は必須）

整備管理者は、自らが大型車のタイヤ脱着作業を実施する場合には、日程及び時間に余裕を持った計画的な作業を実施する必要があります。

また、整備管理者はタイヤ脱着作業に関する作業要領を定め、運転者及び整備要員に対して、ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの点検・清掃方法等について、周知徹底を図ってください。

※タイヤ脱着作業管理表で実施可能な場合は当該管理表を作業要領としてもよい

整備管理者は、タイヤ脱着作業を実施した運転者及び整備要員に対し、その結果をタイヤ脱着作業管理表及びタイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表に記録させ、整備管理者に報告させてください。また、整備管理者自らが作業を実施した場合も、整備管理者はその結果をタイヤ脱着作業管理表及びタイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表に記録して適切な管理を行ってください。なお、外注する場合にあっても作業要領に基づきタイヤ脱着作業が行われるよう依頼・管理が必要です。

さらに、整備管理者は、タイヤ脱着作業を実施した車両について、50 km～100 km 走行後のホイール・ナットの増し締めに運転者または整備要員等を実施させ、タイヤ脱着作業管理表及びタイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表に記録してホイール・ナットの増し締めが確実にに行われていることを確認し、車輪脱落事故防止に取り組む必要があります。

自動車の点検（車輪脱落事故発生状況、タイヤ脱着作業管理表 他） 令和 7 年 4 月現在

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-1/>



タイヤ脱着作業管理表（例）

登録番号又は車番 _____

整備管理者確認欄

作業実施者名 _____ 実施日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどの異物を取り除く	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などの異物を取り除く	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などの異物を取り除く	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く	
点検の実施	ハブ面	ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれ、やせ、かじりなどがいないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）がスムーズに回転するかを手で回すなどして確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ねじ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する	
	ホイール・ナット	☆ ねじ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座面（ワッシャ）とのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に規定のグリスを薄く塗布する	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ △ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値	N・m

保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50km～100km 走行後の増し締めを実施する。	
----	---------------	------------------------------------	--

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付け面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの規定の油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最終的な締め付けは、トルクレンチで規定トルクで締め付ける）。
☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

タイヤ脱着・増し締め作業 管理一覧表 (例)

[illegible]

Ⅲ. 自動車の事故報告

1. 事故報告と速報

＜事故報告＞

自動車運送事業者及び整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は次の各号の一つに該当する事故があった場合、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）により事故発生から30日以内に事故報告書を運輸支局又は神戸運輸監理部を経て国土交通大臣に報告しなければなりません。

- ① 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの
- ② 十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- ③ 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの
- ④ 十人以上の負傷者を生じたもの
- ⑤ 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
 - イ 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物
 - ロ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類
 - ハ 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高压ガス
 - ニ 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及びそれによつて汚染された物
 - ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物又は同条第四項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によつて汚染された物
 - ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - ト 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十七条第一項第三号に規定する品名の可燃物
- ⑥ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- ⑦ 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの
- ⑧ 酒気帯び運転（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）（特定自動運行旅客運送（道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第六条第一項第九号に規定する特定自動運行旅客運送をいう。以下この号において同じ。）又は特定自動運行貨物運送（貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条第三号の三に規定する特定自動運行貨物運送をいう。以下この号において同じ。））を行う場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第十五条の二第一項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第三条第一項に規定する特定自動運行保安員（以下「特定自動運行保安員」という。）が酒気を帯びて特定自動運行用自動車（同法第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自

動運行用自動車をいう。以下この号において同じ。)の運行の業務に従事する行為。第四条第一項第五号において同じ。)、無免許運転(同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。)、大型自動車等無資格運転(同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。))又は麻薬等運転(同法第一百七条の二第一項第三号の罪に当たる行為をいう。)(特定自動運行旅客運送又は特定自動運行貨物運送を行う場合にあっては、特定自動運行保安員が麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な業務ができないおそれがある状態で特定自動運行用自動車の運行の業務に従事する行為)を伴うもの

- ⑨ 運転者又は特定自動運行保安員の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなつたもの
- ⑩ 救護義務違反(道路交通法第一百七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。)があつたもの
- ⑪ 自動車の装置(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条第一項各号に掲げる装置をいう。)の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなつたもの
- ⑫ 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)
- ⑬ 橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道施設を含む。)を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- ⑭ 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。))又は自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。))において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

<速報>

次のいずれか一つに該当する事故があつた時は、電話、その他適切な方法により二十四時間以内においてできる限り速やかに運輸支局・神戸運輸監理部にその事故を速報しなければなりません。

- ① 転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両等と衝突若しくは接触したもの(旅客自動車運送事業者等に限る。)
- ② 二人(旅客自動車運送事業者等にあつては一人)以上の死者を生じたもの
- ③ 五人(乗客にあつては一人)以上の重傷者を生じたもの
- ④ 十人以上の負傷者(重傷・軽傷は問わない)を生じたもの
- ⑤ 自動車に積載された危険物が大量漏洩したもの(自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。)
- ⑥ 酒気帯び運転を伴うもの
- ⑦ 社会的影響が大きなもの

自 動 車 事 故 報 告 書				
国土交通大臣		殿		
自動車の使用者の氏名又は名称				
住 所				
電話番号				
年 月 日 提出				
☆発生日時	年	月	日	時 分
天 候	1 晴れ	2 曇	3 雨	4 雪 5 霧 6 その他
☆発生場所	都道 府県	区市 郡	区町 村	番地
				☆路線名 又は 道路名
				道 線
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置				☆自動車登録番号 又は車両番号
☆当時の状況				
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）				
☆当時の処置				
☆事故の原因				
☆再発防止 対 策				
※備 考				

- (注)
- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
 - (2) ※印欄は、記入しないこと。
 - (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
 - (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
 - (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
 - (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 転覆 当該自動車は道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
 - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
 - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
 - 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
 - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
 - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
 - 14 交通障害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
 - (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
 - (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
 - (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
 - (10) 「安全運転支援装置」とは、自動車に搭載された先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムをいい、当該自動車の搭載状況に該当するものを○で囲むこと。
 - (11) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。
 - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 3 高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 R I 放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
 - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
 - (12) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
 - 1 制限外許可 道路交通法第57条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
 - (13) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
 - (14) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
 - (15) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
 - (16) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
 - (17) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
 - (18) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）又は同法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス手配業者の登録番号を記載すること。
 - (19) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
 - (20) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
 - (21) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
 - (22) 「運送形態」の欄の「2 その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
 - (23) 「アルコール依存症のスクリーニング検査受診状況」及び「飲酒の時点及びその飲酒量」の欄は、第2条第8号（酒気帯び運転を伴うものに限る。）に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診したアルコール依存症のスクリーニング検査の受診の有無及び飲酒の時点について、該当する事項を○で囲むとともに、「最近の受診年月日」及び「飲酒量」を記入すること。
 - (24) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第2項の交通事故に関して記入する。
 - (25) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
 - (26) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9号に該当する事故を引き起こした当該運転者又は特定自動運行保安員が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
 - (27) 「運行管理者」、「貨物軽自動車安全管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者や貨物軽自動車安全管理者のことである。
 - (28) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

自動車事故報告書			
国土交通大臣 殿		自動車の使用者の氏名又は名称 株式会社〇〇運送 住 所 大阪府中央区〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 令和 7年 4月 23日 提出	
☆発生日時	令和 7年 4月 1日 17時 36分	☆路線名又は道路名	名神高速道路 〇〇り線 〇〇km付近 道 線
天 候	1 晴れ 2 曇 3 雨 4 雪 5 霧 6 その他		
☆発生場所	滋賀 都道 蒲生 区市 竜王 区町 番地 府県 郡 村		
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置		☆自動車登録番号又は車両番号	
株式会社〇〇運送 大阪支店 大阪府中央区〇〇		トラクタ なにわ100か〇〇〇〇	
		トレーラ なにわ100き〇〇〇〇	
☆当時の状況			
事故車両の運転者（男性）は4月1日の15:00に点呼を受け、営業所のある大阪府中央区を出発。住之江区の資材置き場において輸送物品を積載し、その後愛知県豊田市の建設現場に向けて名神高速道路を80km/h近くで走行していたところ、滋賀県竜王町の〇〇キロポスト付近において左カーブを曲がり切れず横転。積み荷の鋼材約20tが道路上に散乱した。			
この事故により名神高速道路の米原IC～草津ICまでの区間が約5時間通行止めとなった。			
なお、運転手は軽傷。			
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）			
			
☆当時の処置	携帯電話により警察及び運行管理者に連絡、積荷は自社で撤去した。		
☆事故の原因	スピードの出し過ぎ。		
☆再発防止策	積載重量と速度の関係及び脇見運転の防止について指導		
※備考			

（日本産業規格A列4番）

(裏)

事故の種類	区分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒等	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通障害	15 その他
	☆発生順						1									
当該自動車	☆転落の状態	落差		m		水深		m								
	衝突等の状態	1 正面衝突 4 接触		2 側面衝突 5 物件衝突		3 追突										
概要	☆車名	☆型式		☆車体の形状		☆初度登録年又は初度検査年										
	〇〇	〇〇〇-〇〇〇		トラクタ		令和4年										
乗客	〇〇	〇〇		トレーラ		令和5年										
	事業用	1 乗合旅客 3 乗用旅客 5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物、ロその他)		2 貸切旅客 4 特定旅客 6 特定貨物 7 特定第二種 8 貨物軽 (四輪) 9 貨物軽 (三輪以下)												
乗客	自家用	1 有償貸渡し (レンタカー) 2 有償旅客運送		3 その他												
	種別	1 普通		2 小型		3 その他										
乗客	☆乗車定員	2 人		☆当時の乗車人員		1 人										
	☆最大積載量			☆当時の積載量												
乗客		(第5輪荷重) 8500kg		8000kg												
		28000kg		20000kg												
乗客	安全運転支援装置	衝突被害軽減ブレーキ		1 有		2 無										
		ドライバー異常時対応システム		1 有		2 無										
乗客	許可等の必要性	制限外許可		1 有		2 無										
		特殊車両通行許可		1 有		2 無										
乗客	許可等の取得状況	保安基準の緩和		1 有		2 無										
		制限外許可		1 有		2 無										
乗客	貨物の内容	1 土砂等		2 長大物品等		3 コンテナ										
		4 生コンクリート		5 危険物等		6 冷凍、冷蔵品										
乗客	積載危険物等	運搬の有無		1 有		2 無										
		種類		1 危険物		2 火薬類		3 高圧ガス								
乗客		☆品名及び積載量又は放射能の量		品名		() kg、1										
		イエローカードの携行状況		1 有		2 無										
乗客	種類	1 道路		2 高速自動車国道		3 自動車専用道路等										
		2 その他の場所														
乗客	☆道路の幅員	15 m														
	こう配	1 平たん		2 上り		3 下り										
乗客	道路の形態	1 直線		2 右曲り		3 左曲り										
		4 交差		5 つづら折り												
乗客	路面の状態	1 乾		2 湿		3 積雪		4 氷結								
	警戒標識の設置	1 有		☆当該道路の制限速度		80 km/h										
乗客	踏切の状態	1 遮断機付き		2 警報機付き												
		3 その他														
乗客	☆当時の運行計画	(発地・経由地・着地)		4/1 9:00 大阪府〇〇出庫		4/1 11:30 大阪南港資材置場		4/1 19:30 大阪府〇〇入庫								
	☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等(貸切旅客のみ)															
乗客	安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)	1 有		2 無												
	運送形態	1 下請運送		2 その他												
乗客	☆荷送人の氏名又は名称及び住所	株式会社〇〇		大阪府大阪市〇〇区〇〇												
	☆荷受人の氏名又は名称及び住所	〇〇〇建設株式会社		大阪府大阪市〇〇区〇〇												
乗客	☆危険認知時の速度	80 km/h														
	☆危険認知時の距離	30 m														
乗客	☆スリップ距離	27 m														
	当該自動車の事故時の走行等の態様	1 直進 (加速) 4 後退 7 左折 10 転回		2 直進 (減速) 5 追越 8 駐車 11 合流		3 直進 (定速) 6 右折 9 停車 12 その他										
乗客	道路上での事故の場合には事故発生地点	1 車道		2 歩道		3 横断歩道										
		4 路側帯 6 交差点 8 トンネル		5 路肩 7 バス停留所 9 その他												
乗客	死傷事故の場合には死傷者の状態	1 左側通行 3 信号無視 5 歩道通行 7 車の直前横断 9 飛び出し 11 路上作業 13 乗降中 15 自転車運転		2 右側通行 4 車道通行 6 横断歩道歩行 8 斜横断 10 略奪 12 路上遊戯 14 安全地帯 16 その他												
	車両の故障に起因する場合には故障箇所	1 原動機 (速度抑制装置を除く) 3 動力伝達装置 6 車軸 10 燃料装置 13 連結装置 16 窓ガラス 18 ばい煙等の発散防止装置 19 灯火装置及び指示装置 20 反射器 22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓拭き器等) 23 計器 (速度計、走行距離計等) 25 内圧容器及びその附属装置 27 運行記録計		2 速度抑制装置 4 車輪 (タイヤを除く) 7 操縦装置 11 電気装置 14 乗車装置 17 騒音防止装置 21 警音器 24 消火器 26 自動運行装置 28 その他												
乗客	☆氏名	〇〇 〇〇														
	☆年齢	〇〇才														
乗客	☆経年数	〇年 〇月														
	本務・臨時の別	1 本務		2 臨時												
乗客	自動車の運転を職業とする者には勤務状況	☆事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数		6日												
		☆乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離		1. 5時間 9.5 km												
乗客		☆最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計		勤務日数 乗務距離		1日 120 km										
	損害の程度	1 死亡		2 重傷		3 軽傷										
乗客	シートベルトの着用状況	1 着用		2 非着用		3 非装備										
	☆交替運転者の配	1 有 (交替後の乗務時間及び乗務距離) 時間		2 無												
乗客	☆アルコール依存症のスクリーニング検査の受診状況	1 有		2 無												
		(最近の受診年月日) 年 月 日														
乗客	☆飲酒の時点及びその飲酒量	1 運行前		2 運行中												
		(飲酒量)														
乗客	☆過去3年間の事故の状況	(過去3年間の事故件数) 2件		(最近の事故年月日) 令和6年 9月 23日												
	☆過去3年間の道路交通法の違反の状況	(過去3年間の違反件数) 0件		(最近の違反年月日) 年 月 日												
乗客	☆過去3年間の適性診断の受診状況	1 有		2 無												
		(最近の受診年月日) 令和6年11月10日 (適性診断受診場所) 大阪 ナスバ														
乗客	☆最近の健康診断の受診年月日	(最近の受診年月日) 令和6年8月26日														
	☆氏名	〇〇 〇〇														
乗客	☆年齢	〇才														
	☆経年数	年 月														
乗客	本務・臨時の別	1 本務		2 臨時												
	損害の程度	1 死亡		2 重傷		3 軽傷										
乗客	業務場所の別	1 車両内		2 車両外												
	シートベルトの着用状況	1 着用		2 非着用		3 非装備										
乗客	☆最近の健康診断の受診年月日	(最近の受診年月日) 年 月 日														
	本務・臨時の別	1 本務		2 臨時												
乗客	損害の程度	1 死亡		2 重傷		3 軽傷										
	シートベルトの着用状況	1 着用		2 非着用		3 非装備										
乗客	運行管理者	運行管理者		貨物軽自動車安全管理者		統括運行管理者										
	氏名	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇												
乗客	運行管理者資格者証番号又は貨物軽自動車安全管理者講習修了番号	近大貨物第〇〇〇号		近大貨物第〇〇号												
	☆損害の程度	◆死亡		人 (うち乗客) 人												
乗客		◆重傷		人 (うち乗客) 人												
		◆軽傷		1人 (うち乗客) 人												

＜車両故障事故の報告＞

「事故報告」の⑪に該当する車両故障のために自動車が運行できなくなった場合には、事故の再発防止のためにその事故内容をよく調査しなければなりません。そしてその原因が自動車を製作する段階において問題があれば、自動車製作者に対して同型車についての再点検を求め、またその原因が日常の運行前点検等で当然発見できるものであったり、又は整備上の不手際であれば自動車使用者や自動車整備事業者に対して日常点検や定期点検等の際に当該箇所を十分注意して点検を行うよう周知徹底をお願いするということになります。

車両故障事故の場合には、このための大切な資料とするために通常の事故報告書のほかに次の車両故障報告書添付票を添付して報告していただくことになっています。

車両故障事故報告書添付票（記入例）

自動車検査証の有効期間		〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 まで	
使用開始後の総走行距離		〇〇〇〇〇km	
最近における 大規模な改造	内 容	な し	
	施行期日	年 月 日	
	施 行 者		
破 損 又 は 脱 落 部 品 名		リヤブレーキ・パイプ	
同 上 部 品 の 名 称		ブレーキ・パイプ	前 (左) 後 (右)
当該部品を取り付けてから 事故発生までの走行キロ		〇〇〇〇km	
当該部品を含む装置の 整備及び改造の状況		〇〇年〇〇月〇〇日	リヤブレーキ・パイプ交換
		年 月 日	
		年 月 日	
破 損 又 は 脱 落 の 状 況 (略図又は写真)		別 途 写 真 に よ る	
当該部品の製作者（不明の 場合は販売者）の氏名又は 名称及び住所		〇 〇 〇 自 動 車 (株)	
疲労又は急進破壊の別		急 進 破 壊	
材質、加工、設計等に対する 意見		な し	

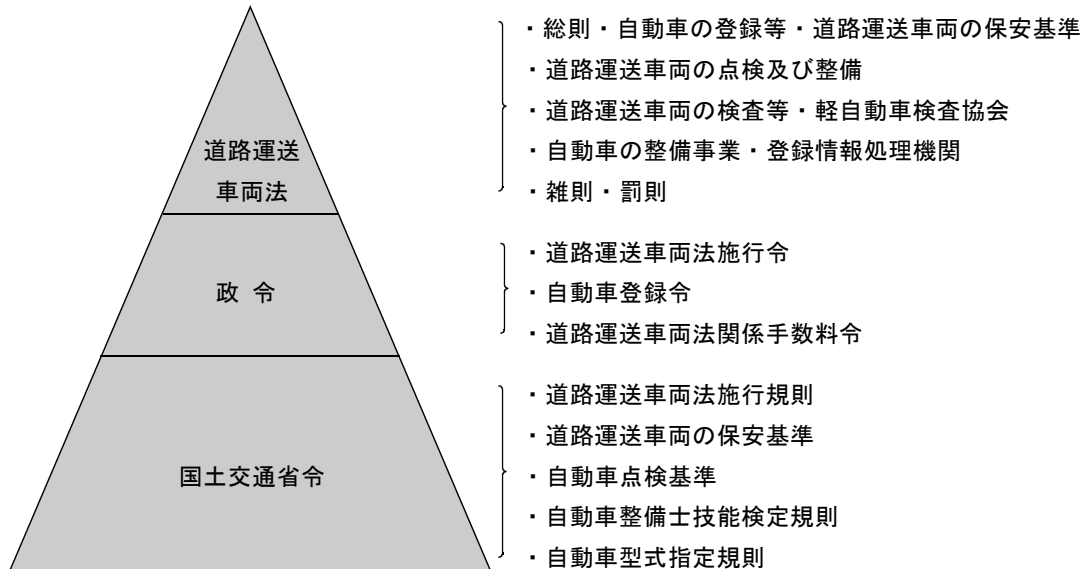
別表 3 車両故障事故現場報告書添付票

自動車検査証の有効期間		年 月 日まで	
使用開始後の総走行距離		km	
最近における 大規模な改造	内 容		
	施 行 期 日	年 月 日	
	施 工 者		
破損又は脱落部品名			
同上部品の名称			前 後 左 右
当該部品を取付けてから 事故発生までの走行キロ		km	
当該部品を含む装置の 整備及び改造の状況		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
破損又は脱落の状況 (略図又は写真)			
当該部品の製作者(不明の場合は 販売者)の氏名又は名称及び住所			
疲労又は急進破壊の別			
材質、加工、設計等に対する意見			

IV. 車両管理上必要な関係法令

1. 道路運送車両法の目的・体系

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的としています。



2. 車両管理上必要な法、施行令、施行規則及び基準等

①道路運送車両法

	道路運送車両法	省 令	関係告示・通達
登 録 関 係	第2条(定義)	施行規則第1条(原動機付自転車の範囲及び種別)	
	第3条(自動車の種別)	施行規則第2条(自動車の種別)別表第1	
	第11条(自動車登録番号標の封印等)	施行規則第7条(自動車登録番号標の取付け位置)	
		施行規則第8条(封印)	
	第12条(変更登録)	登録規則第13条(自動車登録番号)別表第1、第2、第3	
	第13条(移転登録)	登録令第40条	
	第14条(自動車登録番号の変更)		
	第19条(自動車登録番号標等の表示の義務)	施行規則第8条の2(自動車登録番号標等の表示)	
	第28条の3(封印の取付けの委託)	施行規則第13条(封印取付受託者の要件)	
	第29条(車台番号等の打刻)	施行規則第27条(打刻の届出)	
		施行規則第30条(国土交通大臣の指定)	S36.11.25自車第880号「自動車検査業務等実施要領」(第2章 職権による打刻等)
	第32条(職権による打刻等)		
	第34条(臨時運行の許可)	施行規則第20条(臨時運行の許可)	
	第35条(許可基準等)	施行規則第23条(臨時運行許可証の表示)	
	第36条(臨時運行許可番号標表示等の義務)	施行規則第26条の2(許可基準)	
	第36条の2(回送運行の許可)	施行規則第26条の5(回送運行許可証の表示等)	

保安基準関係	第40条(自動車の構造)	保安基準第2章	平成14年国土交通省告示第619号「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」 S36.11.25自第880号「自動車検査業務等実施要領について」 (検査関係参照)
	第41条(自動車の装置)		
	第42条(乗車定員又は最大積載量)		
	第43条(自動車の保安上の技術基準についての制限の附加)		
	第44条(原動機付自転車の構造及び装置)		
	第45条(軽車両の構造及び装置)		
	第46条(保安基準の原則)	保安基準第3章 保安基準第4章	
点検整備関係	第47条(使用者の点検及び整備の義務)	点検基準第1条(日常点検基準)別表第1、第2 点検基準第2条(定期点検基準)別表第3～第7 施行規則第3条(特定整備の定義) 施行規則第39条(点検整備記録簿の提示) 点検基準第4条(点検整備記録簿の記載事項等) 施行規則第31条の3(整備管理者の選任) 施行規則第31条の4(整備管理者の資格) 施行規則第32条(整備管理者の権限等) 施行規則第33条(整備管理者の選任届) 施行規則第52条(自動車検査証の提示の命令) 点検基準第5条(点検等の勧告に係る基準) 検定規則第2条(自動車整備士の種類) 検定規則第3条(技能検定の種類) 検定規則第17条～第19条(1級～3級の受験資格) 点検基準第6条(自動車車庫の基準) 点検基準第7条(自動車の点検及び整備に関する情報)	H7.3.27自技第44号・自整第60号「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について」 平成19年国土交通省告示第317号「自動車の点検及び整備に関する手引」
	第47条の2(日常点検整備)		
	第48条(定期点検整備)		
	第49条(点検整備記録簿)		
	第50条(整備管理者)		
	第52条(選任届)		
	第53条(解任命令)		
	第54条(整備命令等)		
	第54条の2		
	第55条(自動車整備士の技能検定)		
第56条(自動車車庫に関する勧告)	平成19年国土交通省告示第317号「自動車の点検及び整備に関する手引」		
第57条(自動車の点検及び整備に関する手引)			
第57条の2(自動車の点検及び整備に関する情報の提供)			
検査関係	第58条(自動車の検査及び自動車検査証)	施行規則第35条の2(検査対象外軽自動車) 施行規則第35条の3(自動車検査証の記載事項) 施行規則第35条の6(検査の実施の方法)別表第2	S36.11.25自車第880号「自動車検査業務等の実施要領」
	第58条の2(検査の実施の方法)		
	第59条(新規検査)		
	第61条(自動車検査証の有効期間)	施行規則第37条(法第61条第1項及び第2項第1号の国土交通省令で定める自家用自動車) 施行規則第44条(自動車検査証等の有効期間の起算日) 施行規則第39条(点検整備記録簿の提示)	
	第62条(継続検査)		
	第66条(自動車検査証の備付け等)		

検査関係	第67条(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)	施行規則第38条(自動車検査証の変更記録の申請等)	H7.11.16自技第234号・自整第262号「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時における取扱いについて」 H7.11.16自技第235号「上記の細部取扱いについて」S50.11.5自車第747号・H元.2.10地技第23号・H8.9.30自技第159号「軽自動車の改造について」
	第69条(自動車検査証の返納等)	施行規則第39条の2(限定自動車検査証等の返納) 施行規則第40条(自動車検査証保管証明書の交付等)	
その他	第70条(再交付) 第71条の2(限定自動車検査証等) 第73条(車両番号標の表示の義務等)	施行規則第41条の2(検査標章の再交付) 施行規則第43条の2(構造等に関する事項) 施行規則第43条の7(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示)	
	第74条の3(軽自動車検査協会の検査等) 第75条(自動車の指定) 第94条の5(保安基準適合証等) 第94条の5の2(限定保安基準適合証) 第97条の2(自動車税、軽自動車税) 第98条(不正使用等の禁止)	施行規則第46条(軽自動車検査協会の事務所の管轄区域)	
その他	第99条の2(不正改造等の禁止)		

②その他の関係法令

	道路運送法	省 令	関係告示・通達
車両関係	第22条(輸送の安全性の向上) 第27条(輸送の安全等) 第29条(事故の報告) 第35条(事業の管理の受委託) 第79条の10(事故の報告) 第94条(報告、検査及び調査) 第95条(自動車に関する表示)	運輸規則第45条(点検整備等) 運輸規則第46条(整備管理者の研修) 運輸規則第47条(点検施設等) 事故報告規則 事故報告規則 旅客自動車運送事業等報告規則 貨物自動車運送事業報告規則 運送法施行規則第65条(自動車に関する表示)	

	貨物自動車運送事業法	省 令	関係告示・通達
車両関係	第13条(輸送の安全性の向上) 第15条(輸送の安全) 第23条(事故の報告) 第29条(輸送の安全に関する業務の管理の受委託) 第60条(報告の徴収及び立入検査)	安全規則第3条の3(点検整備) 安全規則第3条の4(点検等のための施設) 安全規則第3条の5(整備管理者の研修) 事故報告規則 貨物自動車運送事業報告規則	

	道路交通法	省 令	関係告示・通達
車両関係	第62条(整備不良車両の運転の禁止) 第63条(車両の検査等) 第63条の2(運行記録計による記録等)		S35.12.19自車第975号・警察庁丙交発第51号「故障車両の整備確認の手続等に関する命令の運用等について」

※

施行規則	道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)
登録令	自動車登録令(昭和26年政令第256号)
登録規則	自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)
保安基準	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)
点検基準	自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)
検定規則	自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)
事故報告規則	自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)
運送法施行規則	道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)
運輸規則	旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)
安全規則	貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)

V. 車両管理の内容

1. 車両管理の義務及び目的

自動車の使用者は、経済的な運用、車両欠陥による事故防止、整備不良に伴う排気ガス・騒音等の公害防止等のためにも車両を管理することが必要であります。

これら自動車の保安確保、公害防止対策としての整備管理と経済的な運用をするための使用管理を合理的に行うことを車両管理といいます。

2. 車両管理の内容と実務

①燃費の管理

- ・エア・クリーナの清掃や、エンジン・オイルの汚れ、油量等、燃費を悪くしないための点検を実施して下さい。
- ・無駄なアイドリングの停止、経済速度での走行、急発進・急加速をさせない等のエコドライブテクニックを運転者に指導して下さい。

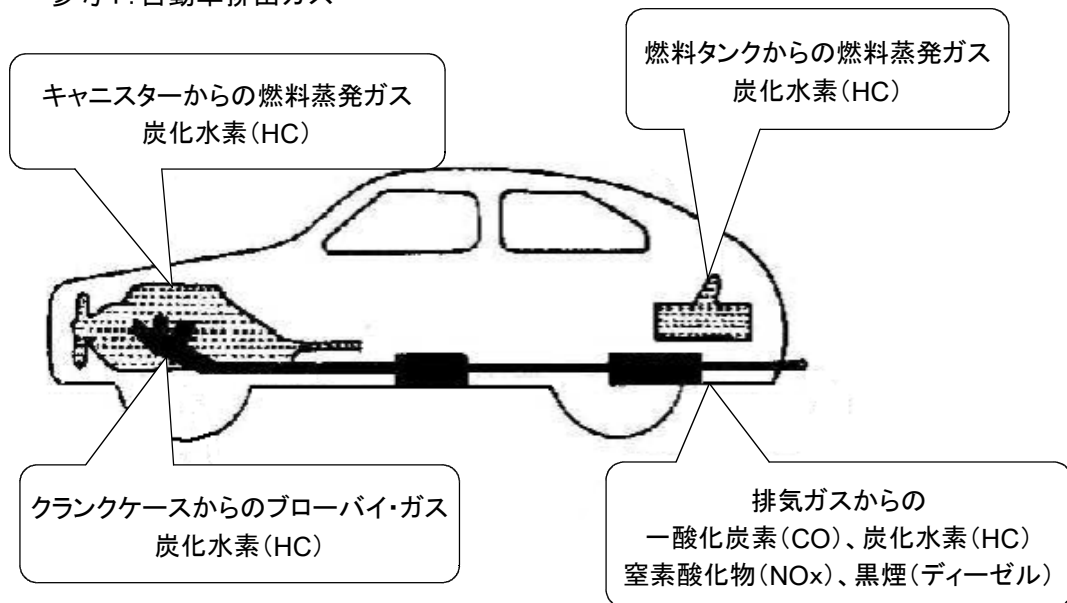
②油脂の管理

- ・オイルは使用目的に応じたものを選定して下さい。

③タイヤの管理

- ・選定基準、使用基準を定めて適切に行って下さい。特に、当該自動車に使用できるタイヤのサイズ、空気圧、摩耗限度等を把握して下さい。

参考1：自動車排出ガス



※燃料蒸発ガスはキャニスター、燃料タンク等から燃料配管等を気化したガソリンが透過して排出されるガスの総称(HC:ハイドロカーボン)。

※ブローバイ・ガスは、ピストンとシリンダーのすき間から、クランクケース内に吹き抜ける空気と燃料の混合した未燃焼ガス。

参考2:大気汚染物質の性状

物質名	性質	主な発生源	人体への影響
CO	・無色、無臭の気体 ・水に溶けにくい ・比重 0.967	・自動車(特にアイドリング時に多く排出される。)	・血液中のヘモグロビンと結合して一酸化炭素ヘモグロビン(CO-Hb)となる。 ・CO-Hb濃度が20%で頭痛・めまい、60%以上で意識喪失、放置すれば死亡する。
HC	・炭素(C)と水素(H)だけからなる有機化合物の総称	・自動車及び各種燃焼施設	・濃度が高くなると粘膜を刺激し、組織を破壊する。 ・活性炭化水素(オレフィン系、芳香族系)はNOxと反応し光化学スモッグの原因となる。
NOx	・排気ガス中のNOxの大部分はNOとNO ₂ である ・NOは徐々に酸化されてNO ₂ となる	・自動車、化学工場から発生するガス及び各種燃焼施設	・NOはヘモグロビンと結合しやすく、酸素欠乏症、中枢神経機能の減退を生ずる。 ・NO ₂ は鼻、のどを刺激し、濃度が高くなれば死に至る。 ・いずれも光化学スモッグの主原因である。
SO ₂	・無色、刺激性のある気体 ・水に溶けやすい ・比重 2.264(※1)	・工場の排煙、ビルの暖房など石炭、石油の燃焼によって生ずる	・6～12ppmで目、のどに急激な刺激。 ・高濃度になるとけいれん性のせき、気管支炎などを起こす。
オキシダント	・大部分はO ₃ (オゾン) ・O ₃ は無色の生臭い気体 ・比重 1.72	・NOxと活性HCが光化学変化をうけて発生する	・0.15ppmで目、のどを刺激、4ppmで頭痛などを引き起こし、10ppm以上で、小動物は死に至る。
浮遊微粒子	・無機化合物、植物性、有機物、バクテリアなどの混合物 ・凝集しやすく、空気中で帯電して物体に吸着しやすい	・各種燃焼施設 ・廃塵作業 ・自動車(ディーゼル黒煙)	・じん肺や粘膜疾患などを主として呼吸器系統を侵す。
Pb(鉛)	・酸素、ハロゲン、硫黄などと化合しやすい	・自動車(※2) ・塗料、印刷工場などの排出ガス	・通常でも平均0.3mg/日を飲食物から体内に入れているが多量(6～10mg/日)にとると危険。 ・鉛中毒は消化器系の障害からはじまり、筋肉、神経、脳の障害を起こす。

※1 比重とは空気に対する比重である。

※2 無鉛ガソリン使用車両から鉛成分の排出はありません。

3. 使用管理

①使用管理における計数管理

計数管理とは、数値による情報を蓄積し、分析、検討を行いその結果得られた数値に基づき、更に、商品価値の向上、諸経費等の改善、合理化を図ることです。

計数管理を行うには、第一に的確な情報を正確に集計し、諸項目ごとに分類整理を行い、この情報を関係者に周知させることであります。

第二にこれら長期にわたる情報を分析、検討し、問題点を引き出し、この問題点を改善していくことであります。第三には、問題点を改善するための目標を定め、目標を達成するための計画を作成し、常に計画の達成状況について確認していくことであります。

②計数管理体制

計数管理の基本は、数値による情報に基づき、商品価値の向上、経営等の改善を図ることを目的としていることから、言葉の理屈や力関係で一方向的に押し切る事ではなく、関係者の相互理解のもとに推進されるものであり、このためには、次に掲げる体制作りが必要であります。

- ・組織づくり・・・運転者・整備要因・・・整備管理者・・・管理職
- ・人づくり・・・整備管理者自身の知識を高揚し、運転者・整備要因等の指導教育
- ・資料づくり・・・情報収集→諸統計資料作成
- ・目標づくり・・・関係者の相互理解による目標設定
- ・計画づくり・・・計画設定→実行→確認

③計数把握のための帳票類

自動車運送事業の整備・使用管理部門の計数としては、「安全管理計数」と「使用管理計数」とが考えられますが、自動車運送事業としては、自動車の安全性の確保が社会的使命であり、運送事業の根幹となっているため、安全管理を最優先しなければなりません。

しかし、自動車運送事業も企業である以上、収益性を無視することはできず、むしろ、健全経営こそが輸送の安全確保の基盤をなすものであり、人件費を除く運送費については、整備管理者が掌握するものであることから、この運送費について、整備管理者は計数的に管理し、安全管理、使用管理の徹底を図る必要があります。

整備管理者が掌握する諸経費を計数的に管理していくためには、整備・使用管理にかかわる計数把握のための帳票等が必要であります。

〔使用管理にかかわる計数把握のための帳票等〕

項目	内容	帳票類例
人件費	・整備・使用管理要因の人件費 ・整備要因の人件費	・給与台帳 ・整備作業日報
車両費	・車両購入価格 ・車両償却費 ・自動車取得税 ・自動車重量税 ・自動車損害賠償責任保険 ・任意保険 ・燃料費 ・油脂費 ・タイヤ費 ・修繕費 ・その他	・車両台帳 ・年間車両費台帳 ・車両使用成績日計表 ・車両使用成績月報 ・車両別タイヤ使用記録表 ・車両整備日計表 ・整備作業日報 ・車両整備成績月報 ・車両使用・整備成績一覧表

営業所

営業所

39

〔車両使用成績日計表(年 月分)〕

車番 車名 型式 年式 営業所

日付	走行km		燃料・油脂補給量(ℓ)			
			燃料	油脂		
	営業km	非営業km		補給	抜替	
1						
2						
3						
4						
5						
29						
30						
31						
計						

〔車両使用成績月報(年度分)〕

車番 車名 型式 年式 営業所

月	走行km			燃料		油脂			燃料・油脂費(円)			
				補給量 (ℓ)	消費率 (km/ℓ)	補給量 (ℓ)	抜替量 (ℓ)	消費率(km/ℓ)	燃料費		油脂費	
	営業km	非営業km							(円)	(円/km)	(円)	(円/km)
4												
5												
6												
1/4小計												
1												
2												
3												
4/4小計												
合計												

〔車両別タイヤ使用記録表〕

交換 回数	車番					
	項目					
	取付年月日					
	走行km	取付時				
		取外時				
		使用km				
	購入	名柄				
		サイズ				
		取付本数				
		タイヤ単価				
		金額				
	km当たり経費					
	取付年月日					
	走行km	取付時				
		取外時				
		使用km				
	購入	名柄				
		サイズ				
		取付本数				
		タイヤ単価				
		金額				
	km当たり経費					
	取付年月日					
	走行km	取付時				
		取外時				
		使用km				
		タイヤ単価				
		金額				
	km当たり経費					

〔整備作業日報〕

車番

所長

係

整備依頼									依頼年月日			
									年 月 日			
									整備依頼者(運転士)			
									印			
メーター指示km												
km												
整備内容	整備工場		着工	年 月 日	車両整備時間	担当者		工数	整備管理者印	検査主任者印	係印	
	整備種類		完成	時 分								
					時間 分	作業時間						
	整備箇所				作業内容							

使用部品材料明細	種目	品名	数量	金額	種目	品名	数量	金額	種目	品名	数量	金額
	種目別合計金額								総計金額			

〔車両整備日計表〕

年 月 分

車番

車名

型式

年式

営業所

項目 日付	整備の種類				整備工場		走行km	整備内容	作業時間	部品(材料)		工賃 (工数) (B)	整備費 (A+B)
	定期点検		臨時	事故	自家	外注				使用部品 (材料)	部品材料費 (A)		
	12か月	3か月											

〔車両整備成績月報（年度）〕

車番
車名
型式

年式

営業所

項目 月	走行 km (a)	作業時間				走行km当たりの作業時間				整備費										走行km当たり整備費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		定期 点検 (b)	臨時 (c)	事故 (d)	計 (e)	定期 点検 (b)/(a)	臨時 (c)/(a)	事故 (d)/(a)	計 (e)/(a)	定期 (f)	部品材料費			工賃(工数)				合計		定期 (f+j)/(a)	臨時 (g+k)/(a)	事故 (h+l)/(a)	計 (i+m)/(a)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
											臨時 (g)	事故 (h)	計 (i)	定期 (j)	臨時 (k)	事故 (l)	計 (m)	(i)+(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
4										自家										部品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
											外注													工賃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
											計													計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
5										自家										部品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
											外注													工賃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
											計													計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2											計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

4. 車庫管理

車庫は、自動車が行き止まりでない場合は、常に収容しておくと同時に、次の運行の準備（点検・清掃・給油など）を行うところでもあります。従って、車庫は、配置車両が十分に収容できる面積を有し、しかも、点検に必要な施設並びに器具を備え、かつ、清掃に欠くことのできない洗車設備がなくてはならないわけです。また、さらに、これらの施設、器具などは、作業を行うのに支障のないように整備されていることが肝要となり、床面の整地状態を良好に保ち、排水を良くし、能率的に作業ができるような器具の管理、並びに施設の配置などが問題として取り上げられます。

①収容能力と床面の整備

車庫は、配属車両を収容できる十分な広さが必要ですが、これについては、運送事業者では、免許等の際の条件になっている関係もあって、ほとんどの会社が十分な面積を有しています。

また、雨天時に日常点検などを実施する場合、屋外では容易に確実な作業ができないために、当然、配属車両のうち同時刻に出庫する車両の点検並びに簡単な手直しができる有蓋車庫が必要となります。

②点検施設

点検については、まず、日常点検は車庫で行うところが大部分であり、当然、日常点検が容易に実施できるような環境に施設を整備することが大切です。また、車庫内に分解整備工場を設置して、分解整備を実施しているところも少なくありません。従って、これらのところでは、定期点検整備に必要な設備を整えておくことが必要となります。

点検設備としては、検車台、ピット及びオート・リフトなどが使用され、また、ガレージ・ジャッキもこれに準じて用いられています。

③洗車設備

洗車を行うことは、車両をきれいにすると同時に、点検上欠くことができません。従って、洗車回数は多くなるわけで、洗車設備の良否は、車両管理上大きな影響があります。

洗車場は、車庫の適当なところに配置して、車両の出入りの妨げにならないことが必要です。洗車作業をしていると、他の作業に影響を及ぼすようなところは避けるべきです。また、洗車場は床面が舗装され、しかも排水溝などを設けて排水を良くし、作業がやりやすくなることが肝心です。

水道、カー・ウォッシャーなどが 必要であることはいまでもなく、自動洗浄機については、公害防止の点から十分考慮し、排水不良のため付近一帯が水浸しにならないよう、また油水による汚染を防ぐため油水分離槽の設置も望まれています。

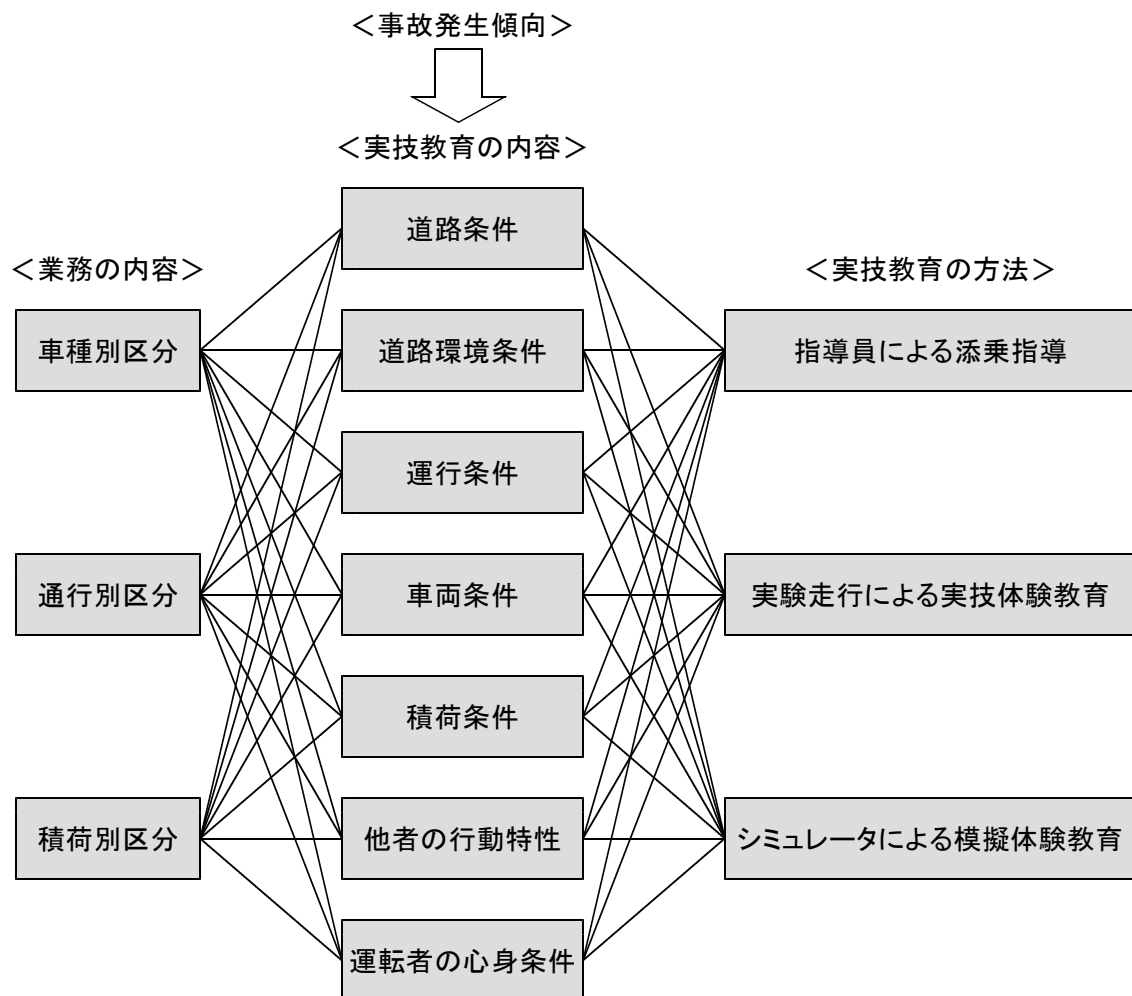
VI. 運転者等に対する指導教育

1. 安全運転の基本

運転者等に対する指導教育は、その場限りの一時ではなく、しっかりとした社内体制を築いて行うことが重要であります。

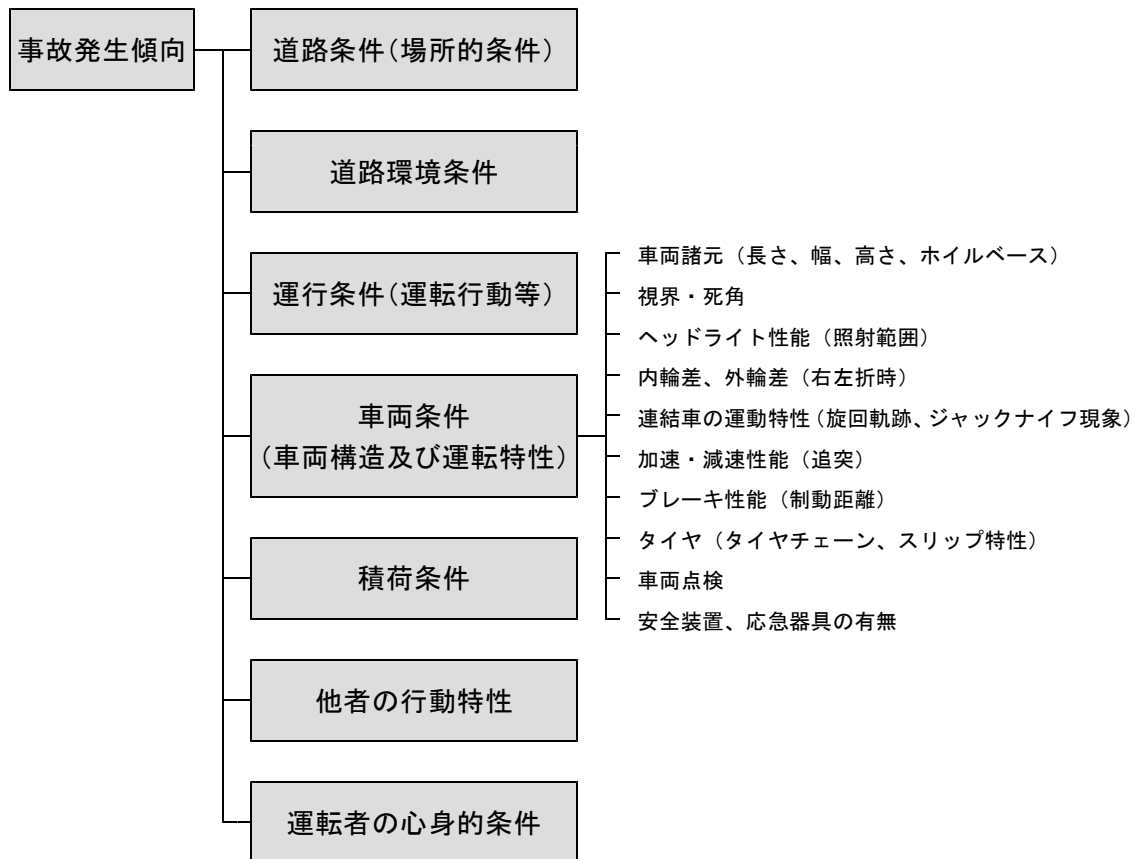
指導教育を効果的に行うためには、「業務の内容」、「事故発生傾向」及び「実技教育の方法」といった項目について、それぞれの使用者の立場で検討し、重点的あるいは継続的に実施すべき対象項目を選んで実施します。

業務の内容



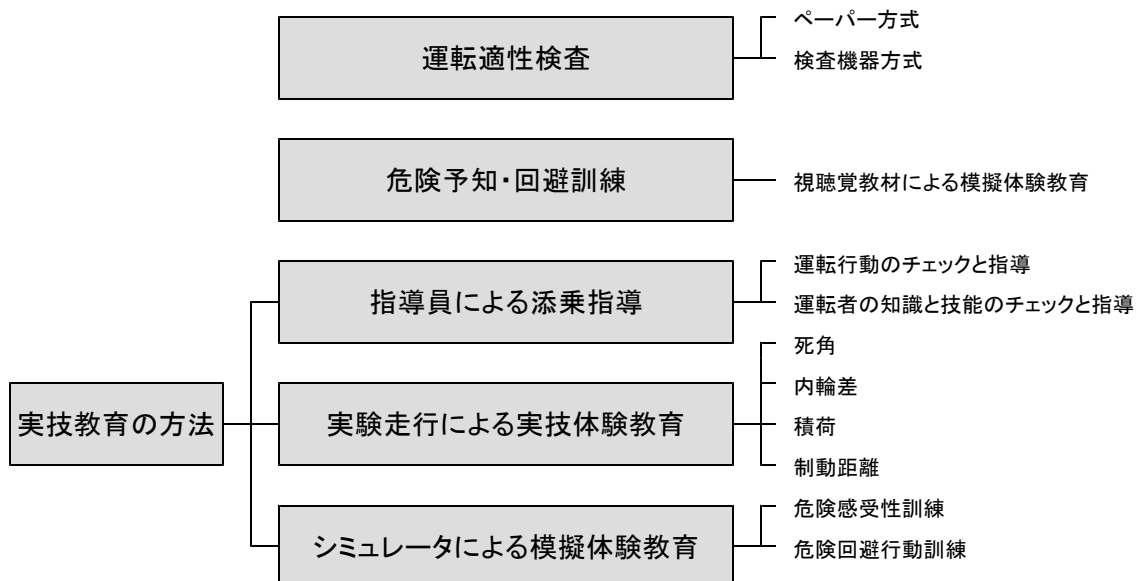
出典:「貨物自動車の安全運転実技教本」(陸上貨物運送事業労働災害防止協会)

事故発生傾向



(注)ここでは、交通事故発生時の状況を分析する項目を示す。またカッコ内は、事故発生に係わるキーワードを示す。
出典:「貨物自動車の安全運転実技教本」(陸上貨物運送事業労働災害防止協会)

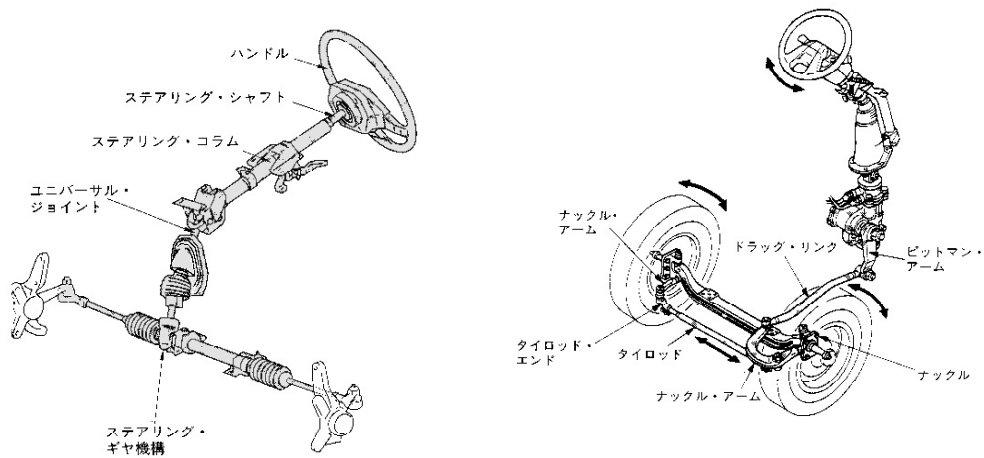
実技教育の方法



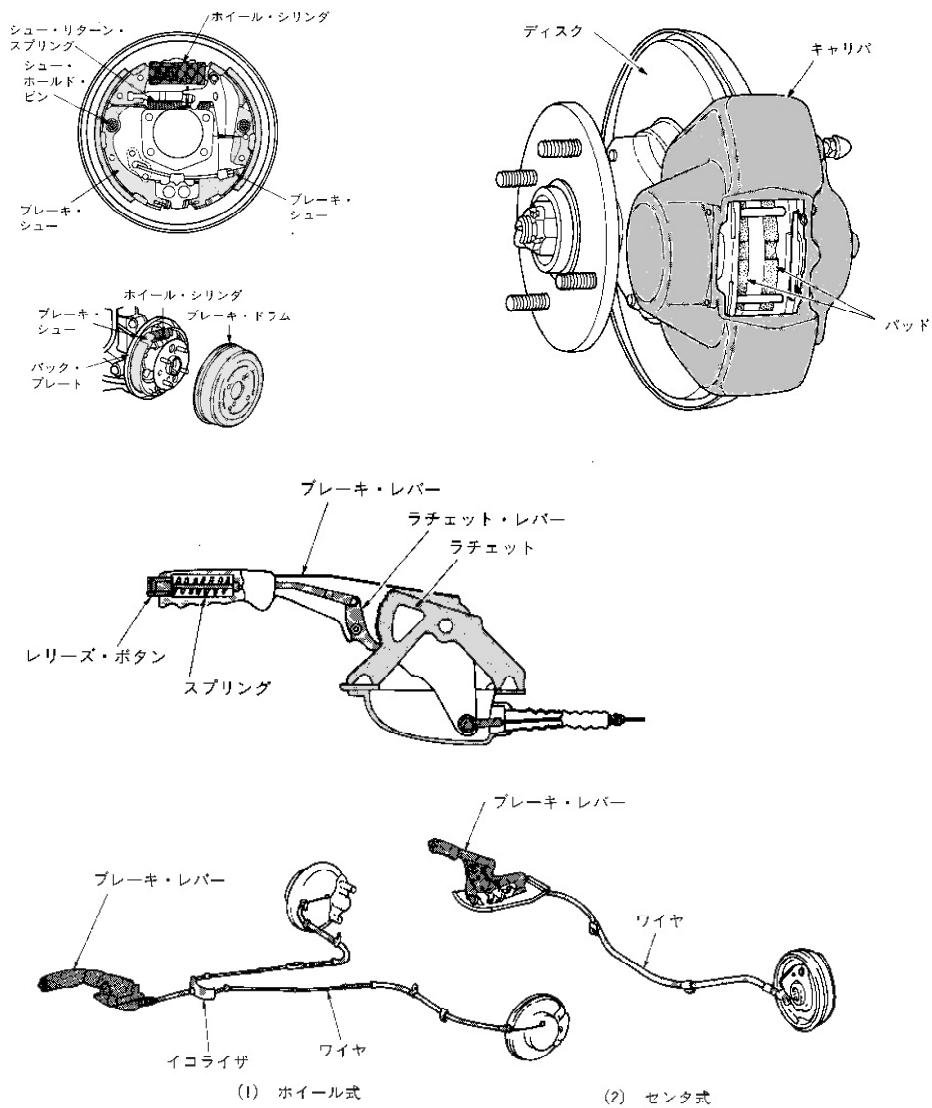
(注)ここでは、安全運転管理体制、走行管理、運転者指導員制度、安全運転講習など実技教育を間接的にバックアップする方法は除いた。
出典:「貨物自動車の安全運転実技教本」(陸上貨物運送事業労働災害防止協会)

2. 自動車の構造装置

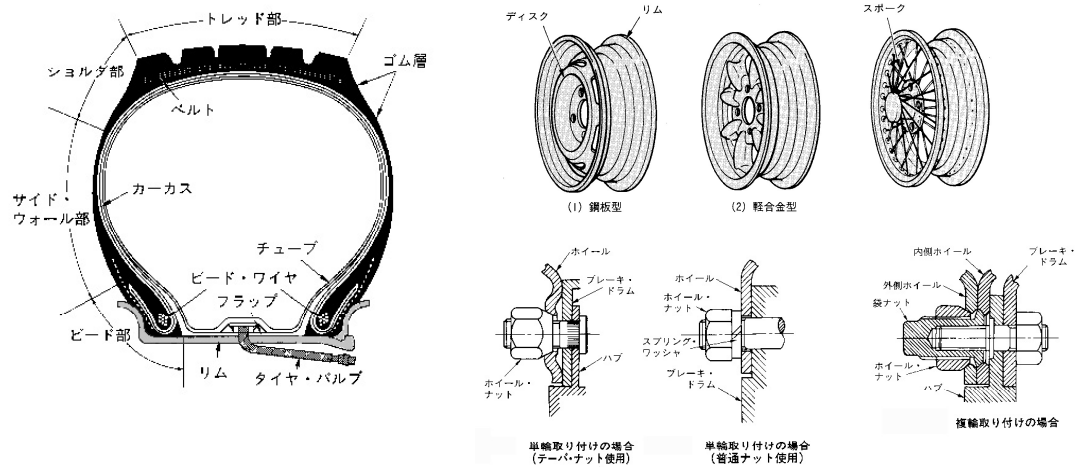
①かじ取り装置



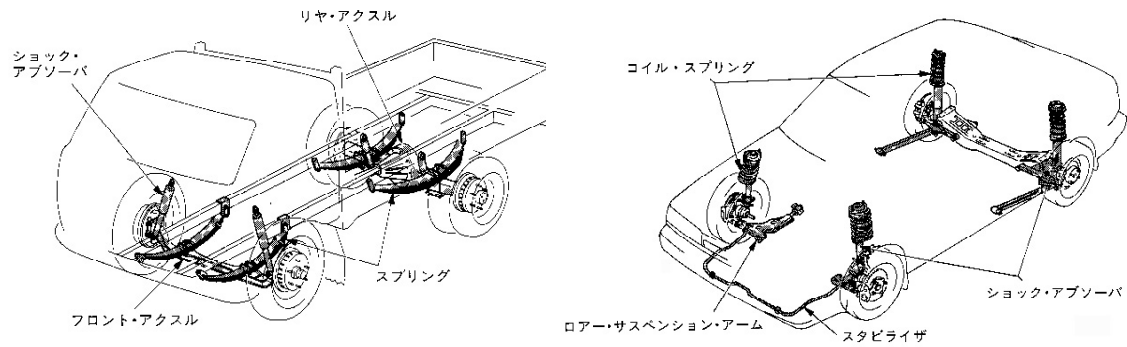
②制動装置



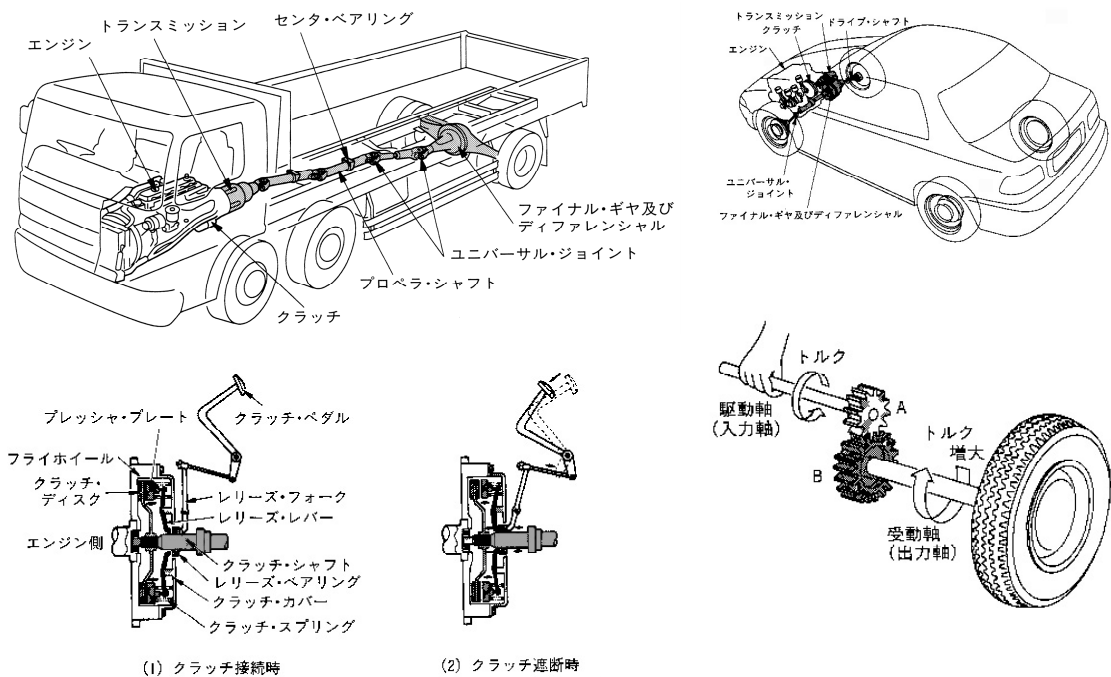
③走行装置

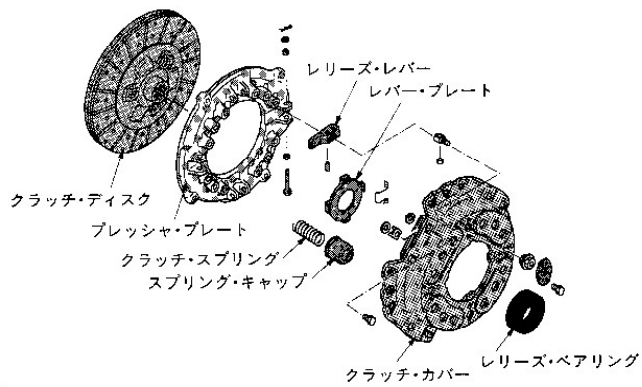


④緩衝装置

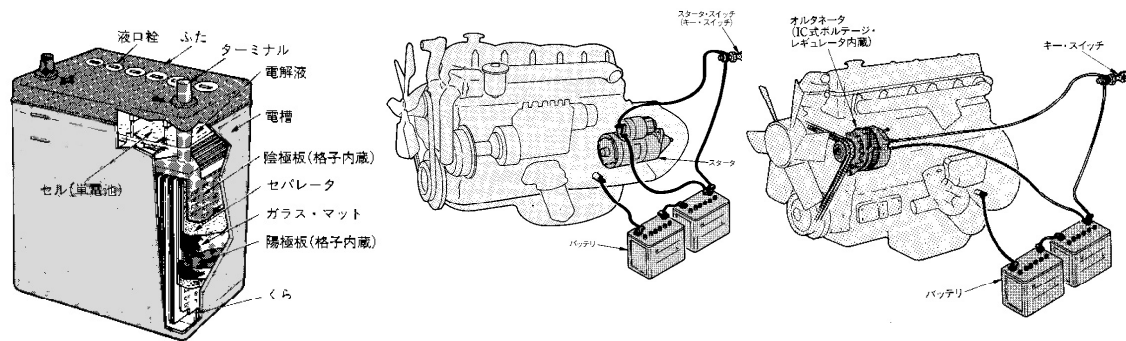


⑤動力伝達装置



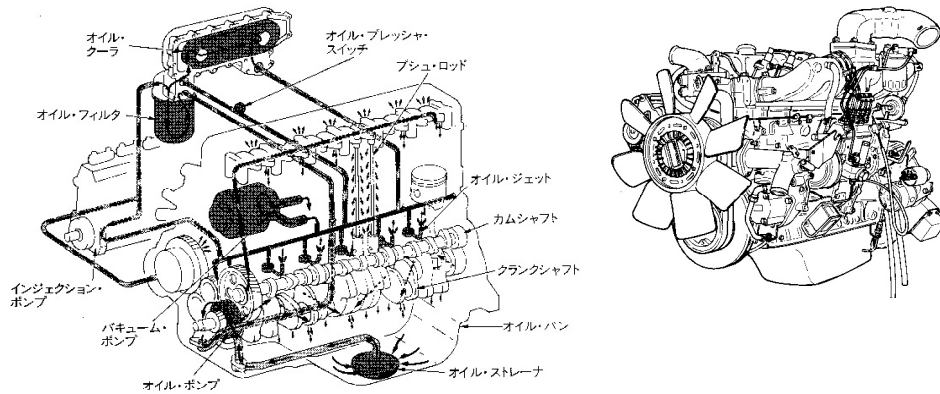


⑥電気装置

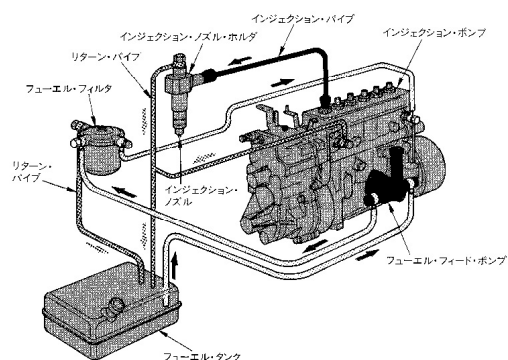


⑦原動機

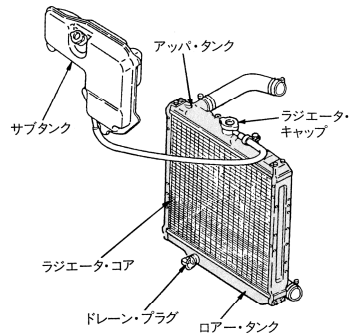
・オイルの循環系統



・燃料系統



・冷却系統



⑧その他

- (1) ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
- (2) 警音器、窓ふき器、洗浄噴射装置、デフロスタ及び施錠装置
- (3) エキゾースト・パイプ及びマフラ
- (4) エア・コンプレッサ
- (5) 高圧ガスを燃料とする燃料装置等
- (6) 車体及び車枠
- (7) 連結装置
- (8) 座席
- (9) 開扉発車防止装置
- (10) その他

3. 日常点検等点検整備の方法

①運転者に日常点検の必要性を説明すること

- ・ 道路運送車両法において実施の義務づけ
- ・ 1日の運転を行うために車両の状態に異状がないか確認
- ・ 走行時のトラブルを未然に回避

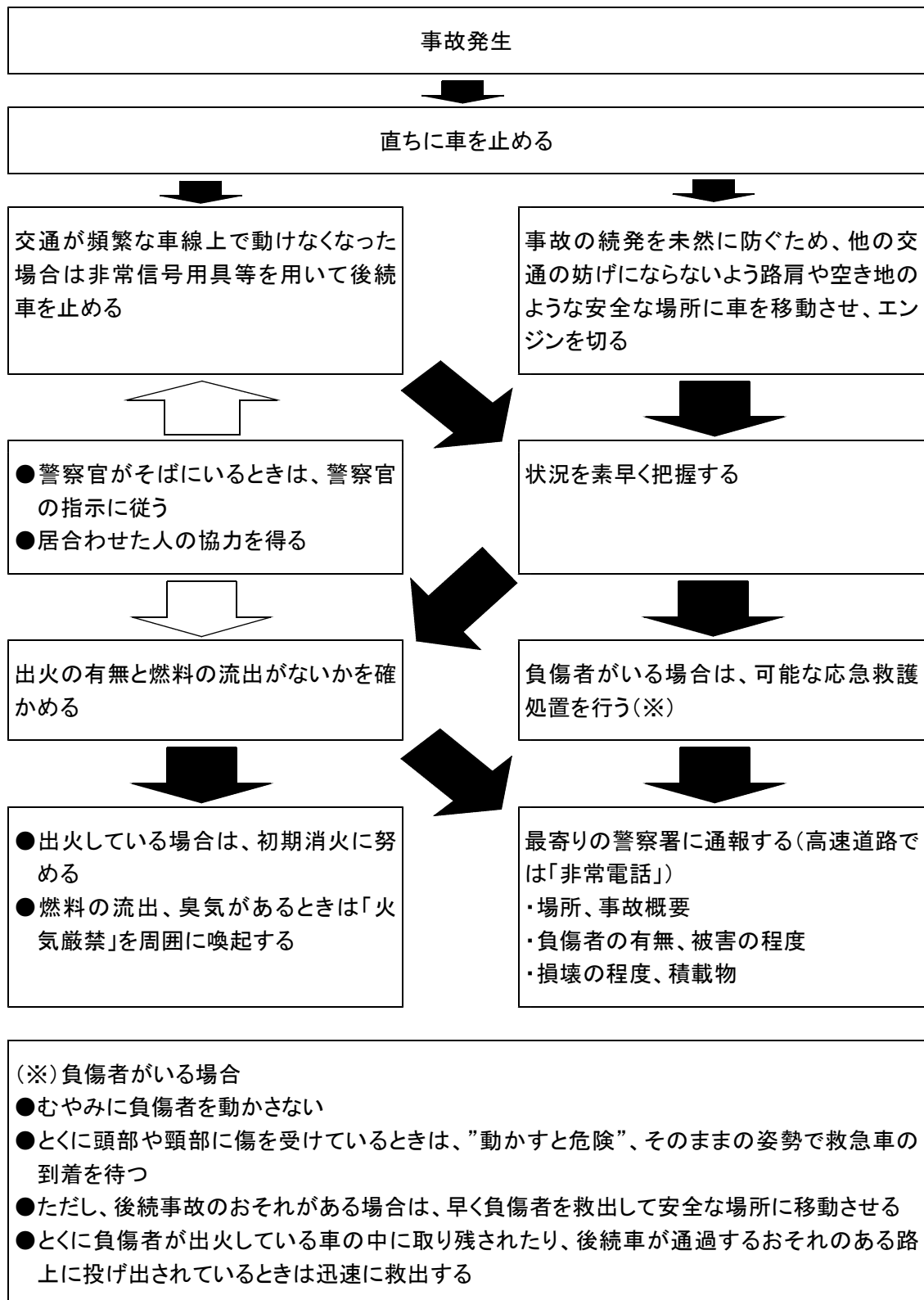
②日常点検をスムーズに実施するための留意点の説明をすること

- ・ 平たんな場所での実施
- ・ タイヤに輪留めをかける
- ・ その他

③日常点検表やチェックシートを運転者に渡すこと

④効率の良い方法を運転者に指導すること

4. 事故車両や事故時の処置方法



出典:「貨物自動車の安全運転実技教本」(陸上貨物運送事業労働災害防止協会)

管内運輸支局等連絡先（届出先）

運輸支局名	所在地	電話番号
大阪運輸支局	〒572-0846 寝屋川市高宮栄町12-1	072（822）4374
京都運輸支局	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町37	075（681）9764
兵庫陸運部	〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町34	078（453）1103
滋賀運輸支局	〒524-0104 守山市木浜町2298-5	077（585）7252
奈良運輸支局	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-2	0743（59）2153
和歌山運輸支局	〒640-8404 和歌山市湊1106-4	073（422）2153

（平日の午前9時～12時、午後1時～午後5時までとなります）